

令和7年度の高齢者施策の主な取組

資料11

資料11-1_介護予防と地域生活を支える取組の推進

P 1

別紙1 介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業

P 2

別紙2 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

P 3

別紙3 フレイルサポート医地域連携支援事業

P 4

別紙4 要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進

P 5

別紙5 人生100年時代社会参加マッチング事業

P 6

別紙6 TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業

P 7

別紙7 高齢者の社会参加を促すシルバーパス

P 8

別紙8 高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業

P 9

別紙9 アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業

P10

資料11-2_介護サービス基盤の整備促進

P11

別紙1 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業

P12

別紙2 高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業

P13

別紙3 改修支援施設整備費補助事業

P14

別紙4 一時移転型改良工事の補助

P15

令和7年度の高齢者施策の主な取組

資料11

資料11-3①_介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について

P16

別紙1 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

P18

別紙2 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

P19

別紙3 地域を支える「訪問介護」応援事業

P20

別紙4 介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～

P22

別紙5 かいごチャレンジ職場体験事業

P23

別紙6 介護現場改革促進事業

P25

別紙7 介護DX推進人材育成支援事業

P27

別紙8 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

P28

別紙9 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業

P29

別紙10 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

P30

別紙11 訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業

P31

別紙12 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業

P32

別紙13 外国人介護従事者活躍支援事業

P34

別紙14 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業

P35

別紙15 介護支援専門員再就業等支援事業

P36

資料11-3②_福祉人材対策の主な取組

P37

資料11-4_高齢者の住まいの確保について

P38

別紙 住宅セーフティネット制度

P39

令和7年度の高齢者施策の主な取組

資料11

資料11-5①_在宅療養推進に向けた都の取組

P40

別紙1 区市町村在宅療養推進事業（在宅療養患者家族支援）

P41

別紙2 都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職の ACP 実践力の育成

P42

別紙3 災害時在宅医療提供体制強化事業

P43

別紙4 在宅医療現場におけるハラスメント対策事業（防犯機器等導入支援）

P44

資料11-5②_在宅介護と医療の協働推進に向けた訪問看護推進総合事業

P45

別紙1 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

P46

別紙2 地域における教育ステーション事業

P47

資料11-6_東京都における認知症施策について

P48

別紙1 認知症施策推進事業

P49

別紙2 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業

P50

別紙3 認知症サポーター活動促進事業

P51

別紙4 認知症のある人の社会参加推進事業

P52

別紙5 高齢者権利擁護推進事業（介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修）

P53

別紙6 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業（医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修）

P54

別紙7 民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業

P55

別紙8 認知症サポート検診事業

P56

別紙9 認知症サポート医地域連携促進事業

P57

別紙10 認知症抗体医薬対応支援事業

P58

別紙11 共生社会の実現を支える認知症研究事業

P59

令和7年度 介護予防と地域生活を支える取組の推進

資料11-1

取組の理念と重点的な分野

すべての高齢者が、支え合いながら、いきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現

○ 介護予防の推進 ○ 社会参加の促進 ○ 生活支援サービスの充実 ○ 見守りと安全安心の確保 ○ 地域包括支援センターの機能強化

主な取組

1 高齢者の自立支援に向けた介護予防の推進

- ◆介護予防・フレイル予防支援強化事業（予算 460百万円）
 - 東京都介護予防・フレイル予防推進員配置事業
通いの場等の介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、推進員を配置する区市町村を支援
 - 東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター運営事業
通いの場等の一層の拡大、機能強化を推進する区市町村に対し、東京都健康長寿医療センターの知見を活かした専門的・技術的な支援を提供
- ◆オンライン介護予防サポート事業（予算 34百万円）
オンラインツール等を活用して行う介護予防・フレイル予防活動の体制整備に係る区市町村の取組を推進

- ◆介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業（予算 46百万円）
都及び区市町村による都民に対する直接的な普及啓発により、フレイルに関する理解を促進し、介護予防・フレイル予防活動に取り組む機運を醸成

- ◆高齢者間こえのコミュニケーション支援事業（予算 648百万円）
加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援

2 地域における支え合いと社会参加の促進

- ◆人生100年時代社会参加マッチング事業（予算 352百万円）
シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、社会参加活動とのマッチングを図るオンラインプラットフォームを構築するとともに、区市町村の取組を支援
- ◆人生100年時代セカンドライフ応援事業（予算 369百万円）
・文化・教養・スポーツ活動など高齢者の生きがい活動等の促進
・地域活動への参加を希望する高齢者向け講座を開催する区市町村を支援
- ◆生活支援体制整備強化事業（予算 22百万円）
生活支援コーディネーターの養成研修、情報交換の実施により区市町村の生活支援体制整備の取組を支援

- ◆TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業（予算 21百万円）
食を通じた高齢者の居場所づくり、交流の促進に取り組む区市町村を支援

- ◆高齢者等の地域見守り拠点等整備促進事業（予算 2,010百万円）
高齢者見守り相談拠点を設置・運営する区市町村を支援するとともに、見守り情報を共有するアプリの開発・提供等により地域の生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進し、地域における高齢者の見守り・連携体制を強化

- ◆包括補助による見守りの取組支援
○見守りサポーター養成研修事業 ○高齢者等の地域見守り推進事業
○ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業

3 地域包括支援センターの機能強化

- ◆地域包括支援センター機能強化支援事業
○機能強化型地域包括支援センター設置促進事業（包括補助）
○総合相談体制整備強化事業（包括補助）

- ◆地域包括支援センター職員研修事業（予算 24百万円）
- ◆自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業（予算 13百万円）

現状・課題

- 都内高齢者を対象とした調査*によると、「フレイル」について6割以上が知らないと回答しており、フレイルの認知度が低い
- 都における通いの場の参加率は、全国平均を下回る水準で推移している

*東京都福祉保健局「令和2年度 高齢者の生活実態」

健康寿命の延伸のためには、フレイル認知度を向上させるとともに、通いの場の参加を促進する必要がある

内 容

実施主体	都	区市町村
実施方法	委託（都が委託により直接実施）	補助（補助率10/10、65歳～69歳高齢者人口ごとに段階的に補助基準額を設定）
普及啓発の対象及び方法	都が直接都内高齢者に向け、フレイル予防の重要性を働きかけ、フレイルの認知度を向上させる ○シルバーパス配布対象者（都内70歳以上高齢者） ○都において「東京都シルバーパス」送付の際、普及啓発用のチラシを同封	区市町村に対して、都が普及啓発経費を助成することで、各区市町村における通いの場への参加促進に重点を置いた普及啓発の実施を促進する ○各区市町村において、介護保険第一号被保険者へ保険証送付時等に普及啓発用のチラシを同封 ○各区市町村が窓口やイベント等で普及啓発用のチラシ・パンフレット等を配布 等
普及啓発内容	フレイル予防情報及びポータルサイト「東京都介護予防・フレイル予防ポータル（都内区市町村の取組状況）」の情報を掲載したチラシ	フレイル認知度向上・通いの場への参加促進に係る普及啓発経費（チラシ・パンフレット等作成経費など）
予算額	4,400千円	41,400千円

R7高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

資料11-1
別紙 2

目的

加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと補聴器支給等対応への区市町村支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげる

事業内容

補助要件

- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと
- 補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など）の診察及び聴力検査結果により、補聴器の必要性を確認していること
- 年齢制限：事業を実施する年度に65歳以上となる者
- 所得制限：原則として、住民税非課税となる者。
- 補聴器購入前に区市町村が支給等の審査及び意思決定をしている者

補助対象経費・補助率

補助対象① 適正な補聴器支給に係る経費

- 加齢性難聴に係る補聴器支給経費（基準額：144,900円）
- 補聴器再交付経費
- 事務経費（補聴器の使用継続支援、モニタリング・調査等の経費を含む）等

補助率：1/2

補助対象② 早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る普及啓発経費 等

補助率：10/10

補助対象③【加算】 早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る聴覚検診経費
要件：自治体内に補聴器相談医が在籍する医療機関がないこと

補助率：10/10

補助基準額

区分		65歳以上高齢者人口					
		1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～15万人未満	15万人以上
補助基準額①	補聴器助成等	11,000,000	31,000,000	51,000,000	100,000,000	150,000,000	199,000,000
補助基準額②	早期対応	2,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	6,000,000	7,000,000
補助基準額③【加算】	聴覚検診	7,000,000					

R7予算額

648百万円（規模：52区市町村）

背景と課題

- ・健康保険法等の改正により、高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組が令和2年4月から開始され、区市町村において、介護予防・フレイル予防における医師との連携が重要となった。
- ・これを受けて、東京都医師会において、後期高齢者の健診（フレイル健診）の結果に基づいて、**フレイルを診断**し、フレイルと関連する種々の疾患や老年症候群の治療を行い、**地域で多職種と連携**し、食事、運動、社会面での**フレイル対策を主導**する医師（**フレイルサポート医**）の養成研修を令和4年度から開始し、153名が修了しているが、地域におけるフレイルサポート医の活用が課題。
- ・介護予防・フレイル予防の更なる推進に向けて、区市町村における**フレイルサポート医との連携強化**が必要

事業概要

(1)研修の実施 ※健康長寿医療センターへの委託を想定

【内 容】フレイルサポート医と区市町村や推進員、多職種との連携手法や、先進的取組の紹介等

【対象者】区市町村職員、介護予防・フレイル予防推進員、医療職・介護職 50名

【規 模】3回

(2)モデル事業 ※健康長寿医療センターへの委託を想定

①モデル区市町村に向けて、フレイルサポート医活用に向けた支援を実施（**伴走型支援**）

成果を他区市町村に展開

【規 模】3自治体

【モデル事業期間】2年

②区市町村が行うフレイルサポート医を活用した取組への**補助**

（例：フレイルサポート医が通いの場に参加した際の報償費 等）

【補助基準額】1,000千円（1自治体あたり）

【補助率】10/10

要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進

令和7年度予算案
：263,400千円

資料11-1
別紙4

【現状と課題】

- ・高齢者の自立支援・重度化防止に向け、サービスの質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供が求められている
 - ・国は平成29年度及び令和3年度改定において、介護報酬の加算を充実
 - ・国においては、科学的介護の推進のため、LIFE（科学的介護情報システム）を運用開始
 - ・さらに令和6年度改定において、加算取得に向け入力等の負担軽減が図られた
- 課題 介護報酬等は充実したものの、実際に取組を進める事業者が一定数にとどまっている

事業者への意識づけのほか、取組へのメリット等も含めて
わかりやすく周知するとともに、取組を促すためのインセンティブや
実際に取組を進めるための手法を広めることが必要

取組内容

（１）科学的介護定着促進事業

○都内事業所における科学的介護（エビデンスに基づく介護）の実現を目指し、各事業所においてPDCAサイクルを回しながらケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進するため、以下の取組を実施

実施内容：講演会の開催（対面及びweb方式）、講演会動画の配信等

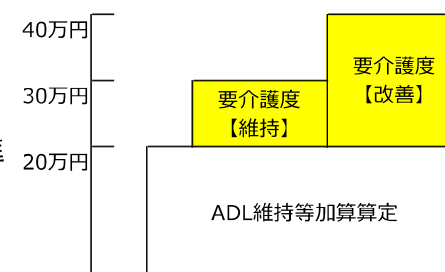
（２）要介護度等改善促進事業

○利用者のADL（日常生活動作）及び要介護度の維持・改善に資する取組を行った事業者に対し、都独自に報奨金を支給することにより、要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進

対象サービス：特別養護老人ホーム、通所介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

実施内容：利用者のADL・要介護度の維持・改善状況により報奨金（20～40万円）を支給

ADL維持等改善×要介護度改善の加算イメージ



（３）自立支援に向けた事業者の取組支援

R7拡充

○自立支援に向けた介護を広める先進的な取組を行う事業者に対して支援を行い、その成果を都にフィードバックすることにより、都における自立支援に向けた介護を推進する。

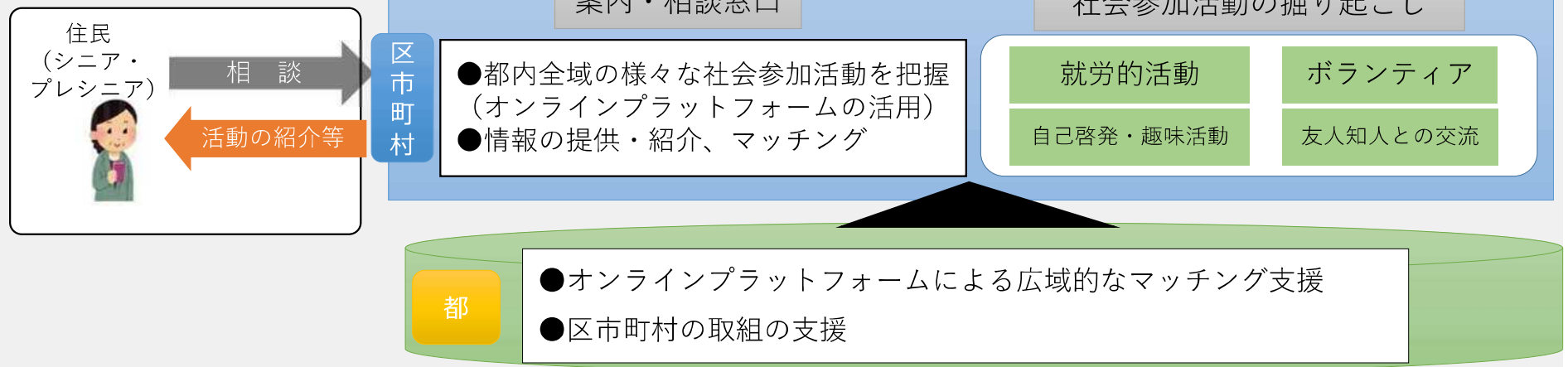
**実施内容：研修実施事業者が都内事業所（3～5事業所程度）に対し、伴走型支援を含む自立支援に関する研修等を実施
取組成果について分析・評価を行い、学術大会、事業者団体が開催する大会等で発表を行った上で都へ報告**

人生100年時代社会参加マッチング事業

資料11-1
別紙 5

- 高齢者が社会参加を実現できることで、生きがいの増進が図られ、生活の質が向上するとともに、介護予防・フレイル予防にもつながる。そのため、社会参加の機会を確保することは重要
- 人生100年時代において、多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりに役立つよう、オンラインプラットフォームを構築し、情報発信を実施する

【事業イメージ】



【事業スケジュール】

区分	R4	R5	R6	R7（予定）
オンラインプラットフォーム		・先行サイト「地域参加のトビラ」開始（9月） ・本格実施プラットフォーム基本設計	・「地域参加のトビラ」で「Chot介護」を開始（6月） ・本格実施プラットフォームの設計開発	本格実施プラットフォーム運用開始 （先行サイトを移行）
区市町村補助	開始			
コーディネート力向上研修		開始（9月）		

【拡充】令和7年度 TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業

資料11-1
別紙6

地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができるTOKYO長寿ふれあい食堂の取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現することを目的とする。

高齢者の一人暮らし世帯数の増加



TOKYO
長寿ふれあい食堂



食を通じた
高齢者の居場所づくり

- ✓ 交流機会の増加
- ✓ 心身の健康増進
- ✓ 多世代交流 など

事業概要

【実施方法】 地域で高齢者が参加できる会食活動を実施する事業又は地域の住民等が主体となって実施する会食活動を育成・支援する事業を実施する区市町村に対し、都が補助

【補助対象経費】 会食事業と会食事業に付帯する講座や多世代交流等の実施に要する費用（※）
新たなTOKYO長寿ふれあい食堂の立上げに要する費用（補助率10/10）
※下記(1)会食事業の開催の人件費は対象外

- 【基準額】
- | | | |
|---|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 会食事業の開催 | 1 食堂あたり （規模に応じて単価に段階を新設） | |
| 10人まで | 1 0 千円×実施回数 | ※年間240千円を上限 |
| 11人以上20人まで | 2 0 千円×実施回数 | ※年間480千円を上限 |
| 21人以上30人まで | 3 0 千円×実施回数 | ※年間720千円を上限 |
| 31人以上 | 4 0 千円×実施回数 | ※年間960千円を上限 |
| (2) 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催
(加算) 1 食堂当たり | 5 0 千円×実施回数 | ※年間100千円を上限 |
| (3) 多世代交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組
(加算) 1 食堂当たり | 1 1 0 千円×実施回数 | ※年間220千円を上限 |
| (4) 会食事業の立上げ | 1 食堂当たり 5 0 0 千円を上限／年額 | ※高齢者を食堂のスタッフとして活用する場合に適用 |
- 【補助率】 上記 (1) (2) (3) について1/2 上記 (4) について10/10
- 【予算額】 2 0 , 5 0 0 千円 (7 0 か所)

【令和6年度交付実績※】 10自治体35食堂（4区24食堂、5市9食堂、1町2食堂）※事前協議を3回実施（4月、8月、10月） 7

【新規・拡充】高齢者の社会参加を促すシルバーパス R 7 福祉局予算案：27,817百万円

- 平均・健康寿命の延伸や交通事情の変化、地域における移動手段の多様化など、シルバーパス制度をめぐる環境は大きく変化
- 高齢者の社会参加を支える事業として、利用実態を把握しながら制度の改善に向け検討



< シルバーパス >

I Cカード化

⑦54億円

- ✓ 利用者の利便性向上などの観点から、シルバーパスを **I Cカード化**
- ✓ 制度の改善の検討に向け、利用実態のデータを収集・把握



負担軽減

⑦7億円

- ✓ 高齢者の社会参加を後押しするため抜本的な制度の見直しまでの軽減措置
- ✓ 利用者の年間負担額を **12,000円** に引下げ



アクティブな「Chōj u社会」を実現

事業目的

○高齢者見守り相談拠点を設置・運営する区市町村を支援するとともに、見守り情報を共有するアプリの開発・提供等により地域の生活関連企業など多様な主体の参加を一層促進し、地域における高齢者の見守り・連携体制の強化を図る

事業概要

▶ 【拡充】高齢者見守り推進事業 1,838 百万円

見守り相談窓口(包括補助事業)を個別事業化するとともに補助単価、補助率等を引き上げ、見守り拠点として積極的にアウトリーチする体制を強化

区分	～ R 6	R 7
実施方法	区市町村補助（高齢包括）	区市町村補助（個別事業）
補助対象経費 補助基準額 補助率	①見守り相談拠点・相談員配置経費 補助対象経費：職員配置経費等 補助基準額：10,100 千円 補助率：1/2 ②拠点確保等経費 補助対象経費：賃貸料、拠点改修費等 補助基準額：1,872 千円 補助率：1/2 ③初度調弁経費（初年度のみ） 補助対象経費：備品購入費等 補助基準額：500 千円 補助率：1/2	①見守り相談拠点・相談員配置経費 補助対象経費：職員配置経費等 補助基準額：相談員 2 名 13,200 千円 相談員 3 名 19,500 千円 補助率：2/3 ②拠点確保等経費 補助対象経費：賃貸料、拠点改修費等 補助基準額：1,872 千円 補助率：2/3 ③初度調弁経費（初年度のみ） 補助対象経費：備品購入費等 補助基準額：500 千円 補助率：10/10

▶ 【新規】見守りサポーター養成事業

30 百万円

高齢者見守り協定の締結団体に加え、生活関連企業（理・美容業、銭湯、金融機関、スーパー等）を見守りサポーターと位置づけ研修等を実施

▶ 【新規】担い手の活動支援アプリの開発

142 百万円

見守りサポーター等と、区市町村、地域包括支援センターが見守り情報を共有するアプリを開発

1 目的

東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、健康状態の把握やフレイルリスクを検知できるアプリについて、スマートウォッチを用いながら、都と区市町村が共同してフレイル・健康づくり事業の充実・改善につなげることで、高齢者の行動変容を促し、健康増進を図る。

2 アプリの概要

- フレイルリスクの検知・行動変容（健康増進や社会参加）につながるメッセージを送信
- ゲーム機能（歩数に応じてサイコロを振り、47都道府県制覇を目指す） 等



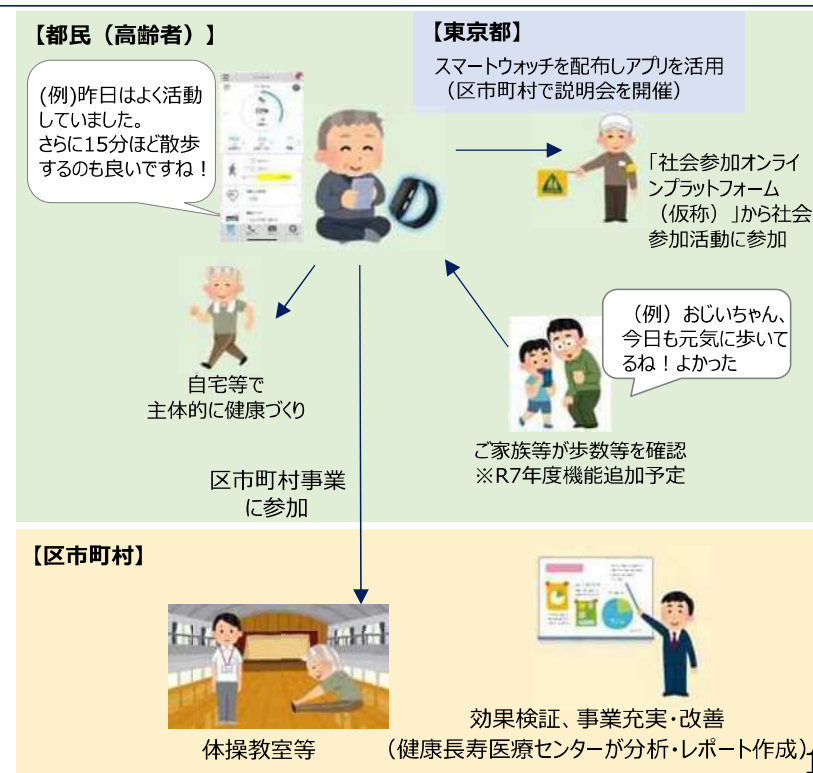
3 事業概要

【区市町村と連携した健康増進・社会参加の促進】

- 都が、本事業参画区市町村が実施するフレイル・健康づくり事業の参加者等に、スマートウォッチを配布しアプリを活用
- 区市町村事業の参加をアプリのプッシュ通知機能により案内
- 東京都健康長寿医療センターが区市町村の事業の参加前後のデータの変化を分析し、事業の効果検証を実施
- 人生100年時代社会参加マッチング事業「社会参加オンラインプラットフォーム（仮称）」と連携し、居住地の区市町村のボランティア、地域活動等の情報を案内

【アプリ機能の追加】

- アプリ画面を家族等が確認できる見守り機能を追加し普及を推進



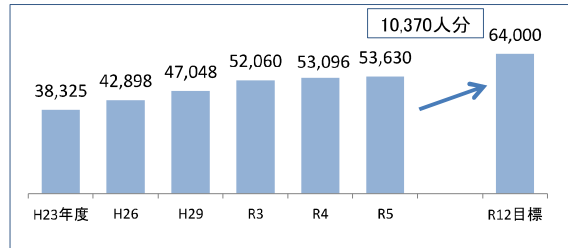
介護サービス基盤の整備促進

資料11-2

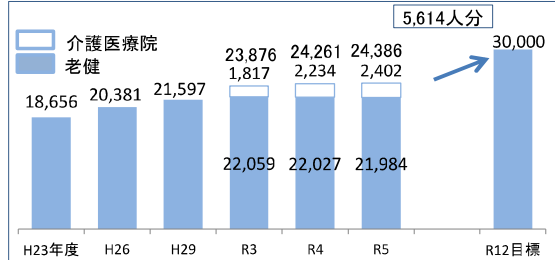
施設の整備状況

第9期高齢者保健福祉計画において、令和12（2030）年度末の整備目標を設定

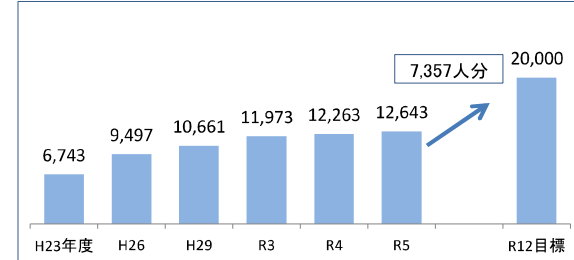
特別養護老人ホーム



介護老人保健施設・介護医療院



認知症高齢者グループホーム



課題と取組の方向性

【整備に向けた課題】

- ◆ 施設整備に係る事業者負担の軽減、施設用地の確保
- ◆ 施設・在宅サービスのバランスのよい整備、施設の地域偏在の解消
- ◆ 施設における居住環境の改善、安全・安心の確保

第9期計画における取組の方向性

- ◆ 整備率が低い地域等への整備費補助の拡充
- ◆ 施設用地確保に対する支援の充実
- ◆ 老朽化、居住環境の整備への支援
- ◆ 災害・感染症対策への支援

令和7年度における主な取組

施設整備への支援

R7拡充

- ◎ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院の整備費補助
 - ・整備率の低い地域への補助単価の加算を延長(最大1.8倍) ※特養・老健
 - ・「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
 - (例) 創設(ユニット型/併設なし)：最大1,511万円/床（物価調整額含む）
- ◎ 認知症高齢者グループホームの整備費補助 R7拡充
 - ・整備率の低い地域への補助単価を1.5倍に加算（R3年度～対象拡大）
 - ・「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
 - (例) 創設(2ユニット/併設なし)：最大1億4858万円/施設（物価調整額含む）
 - ・区市町所有地を活用した補助整備に対する加算を創設 1,000万円/か所
- ◎ 地域密着型サービス等の整備費補助 R7拡充
 - ・「標準建物予算単価」の変動率を物価調整額に反映
- ◎ 開設前の人件費・備品購入費等の施設開設準備経費を支援

施設用地確保への支援

- ◎ 公有地の活用促進
 - ・都有地を原則50%減額、最大90%まで減額して貸付
 - ・区市町村所有地での特養・老健整備に対する区市町村補助を支援（補助率1/2、最大2億円）
- ◎ 定期借地権の一時金に対する補助
 - ・路線価の1/2(特養・老健は最大3/4)、最大10億円まで補助
- ◎ 借地料を補助 R7拡充
 - ・補助対象を特養、老健に加え認知症GHと地域密着型サービスにも拡大
 - ・民有地・国有地の借地料60か月分を補助（最大2,500万円/年）
- ◎ 区市町村が行う施設整備用地確保の取組を支援
 - ・説明会・土地所有者とのマッチング等（補助率2/3、最大979.3万円）

施設の老朽化への対応

- ◎ 新たな整備区分「一時移転型改良工事」の創設 R7新規
 - ・改築に代わる建物の長寿命化工事の整備区分「一時移転型改良工事」を新設（ユニット型：最大834万円/床）
- ◎ 代替施設の整備促進：改修支援施設整備費補助事業の創設 R7新規
 - ・改築、改修期間中の代替施設を整備する区市町村を支援（ユニット型：最大1,111万円/床+2億5千万円/施設）

大規模改修に空調設備のみを更新する区分を新設 R7拡充

- ・（補助率1/2、大規模改修：最大9,536万円 空調更新：最大3,500万円）

環境整備への支援

- ◎ 施設のDX促進に向けたコンサル経費を補助 R7新規
- ◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業
- ◎ 非常用自家発電設備などの防災・減災対策設備の整備を支援

社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業（高齢分野）

資料11-2
別紙1

事業目的

社会福祉施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助することで、施設利用者及び施設職員の安否確認等を行う上で必要最低限の電力を確保し、利用者等の安全確保を図る

整備目標

3年間で都内全ての社会福祉施設等（高齢・障害・子供）約20,000施設に非常用電源等を整備

補助概要

◆対象施設

都内の社会福祉施設等（入所・通所・相談・訪問系サービス事業者）

✓ 利用者が滞在・来所する施設は、被災時に帰宅困難な状態となった場合等、利用者を当該施設に一定時間留めることが想定される

✓ 保有する利用者の情報等を基に安否確認が可能な施設・事業所等

入所・通所・相談

相談・訪問

施設規模	入所系	通所系	相談系	訪問系
7,400 (高齢)	・特養、老健 ・認知症高齢者G H ・有料老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 等	・老人デイサービス、 ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービス ・通所リハ 等	・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・老人福祉センター ・老人介護支援センター	・訪問介護、訪問リハ ・居宅介護支援 ・訪問看護 等

◆補助対象機器・補助基準額 (右表のいずれかひとつの申請)

	補助対象機器	補助基準額
1	非常用電源設備（5,000千円未満に限る）	5,000千円
2	外部給電器	800千円
3	V2H	1,300千円
4	可搬型蓄電池	400千円

	補助対象機器	補助基準額
5	車両接続型電源	250千円
6	外部電源接続切替盤	500千円
7	外部給電器＋外部電源接続切替盤	1,300千円
8	車両接続型電源＋外部電源接続切替盤	750千円

◆負担割合

都3/4 事業者1/4

◆事業実施期間

令和6年度～令和8年度（予定）

高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業

R7 予算額
19,551千円

資料11-2
別紙2

高齢者施設における感染症対策の状況

- 感染症に罹患すると重症化しやすい高齢者が集団で生活する高齢者施設においては、感染症の予防及びまん延防止に向けて職員が適切に対応できるようにしておくことが必要
- 令和3年度基準改正において、感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施、感染症発生時におけるBCP(業務継続計画)の策定及び定期的な研修・訓練の実施を義務付け(令和3～5年度は努力義務)
- 令和6年度基準改正において、感染症への対応を行う医療機関との連携を努力義務化
- 令和6年度介護報酬改定において、感染症への対応を行う医療機関や地域の医師会が定期的に開催する感染症対策に関する研修・訓練に参加すること等を評価する「高齢者施設等感染対策向上加算」が新設

都における対応

高齢者施設における感染症予防・まん延防止に係る研修・訓練等の実施を支援し、感染症対策を適切に実施できる体制整備を促進

高齢者施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
特定施設入居者生活介護
(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

【感染症対策の実施(運営基準)】

- ・ 感染症対策委員会の開催(3月に1回以上)
- ・ 感染症予防・まん延防止の指針策定
- ・ **感染症予防・まん延防止の研修**(年2回以上)
- ・ **感染症予防・まん延防止の訓練**(年2回以上)
- ・ 感染症発生時におけるBCPの策定
- ・ **感染症発生時におけるBCPの訓練**(年2回以上)

※感染症予防・まん延防止の訓練とBCPの訓練は一体的実施可、特定施設の感染症対策委員会は6月に1回以上

東京都福祉局

感染症対策指導者養成研修(H19年度～)

- 高齢者施設における感染症対策の基本的な考え方の習得、感染症対策の強化を促すための研修を開催
- 研修対象者：高齢者施設の管理者・感染症対策担当者等
- 実施方法：オンライン研修(動画配信)

高齢者施設における感染症対策研修・訓練支援事業(R6年度～)

- 高齢者施設が職員向けに実施する研修・訓練に講師(看護師)を派遣し、効果的な研修等の実施を支援
- 研修内容：高齢者施設における基本的な感染症対策等(手洗い・消毒・防護服着脱の実地訓練等)
- 予算規模：102か所

配信

受講

派遣依頼

講師派遣

【新規】改修支援施設整備費補助 R7予算案：23百万円

資料11-2
別紙3

現状と課題

- ・築30年を超えても未改築で老朽化が進んでいる介護保険施設等の施設が増加している
- ・各区市町村における事業者が、一時的な移転先となる施設を身近な地域で確保できるよう支援が必要

事業概要

区市町村が実施する改修支援施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老朽化した介護保険施設等の改築や改修を推進

<メリット>

- ✓ 同一区市町村内の建替等支援施設への一時移転となるため、入居者家族の面会や、施設職員の通勤等への影響が小さい
- ✓ 区市町村が建替等支援施設を運営することにより、区市町村内施設の老朽化の状態に応じて、計画的に施設の更新を進めることができる

改修支援施設整備費補助

補助単価(1床あたり)

(単位：千円)

類型	基準単価	物価調整額	補助単価 (計)
ユニット型	5,000	6,110	11,110
従来型個室	4,500	5,510	10,010
多床室	4,050	4,950	9,000

改修支援施設加算

+

【1施設あたり加算額】2.5億円

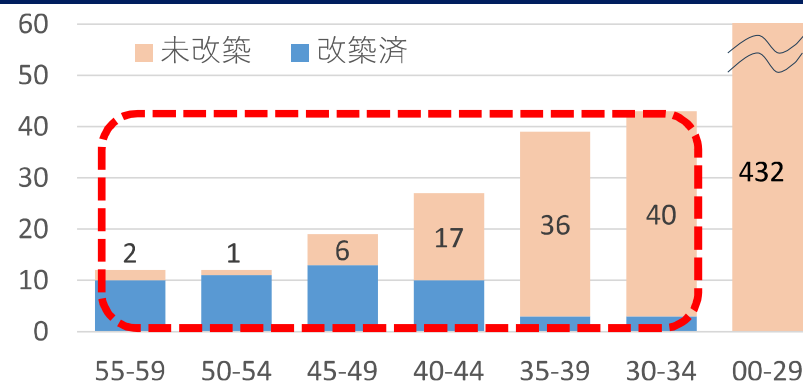
※改修支援施設整備費補助の補助単価は、特別養護老人ホーム等の整備費補助単価（創設）と同額

【拡充】一時移転型改良工事の補助 R7 予算案：13,525百万円の内数

資料11-2
別紙4

現状・課題

- ・都内の特養は584施設(R6.1.1時点)
 - ・このうち築年数30年以上が152施設、未改築が102施設
 - ・改築は事業者の財政的負担が大きく、整備が進まない状況
- ⇒ **老朽化が進んでいるが改築・改修に着手できていない施設が多数存在**



事業概要

改築と比較して事業者の財政負担が小さく、かつ長期的に施設機能を維持できる「構造を残して行う全面的な改良工事」を対象に、特別養護老人ホーム等施設整備費補助制度のメニューとして「**一時移転型改良工事**」を創設（入所者の一時移転が必要な工事規模であることを要件とする）

【対象施設】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム

補助単価（1床当たり）

（単位：千円）

類型	基準単価	物価調整額	補助単価（計）
ユニット型	3,750	4,590	8,340
従来型個室	3,375	4,125	7,500
多床室	3,037	3,713	6,750

※補助対象経費に1/2を乗じた額と補助基準額（補助単価×定員）を比べて低い方の額を補助額とする

※ただし、工事後も現行基準に適合させず、経過措置適用する場合は基準単価からの減額あり

事業体系図（概要）

令和7年度東京都における
介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について

資料11-3①

拡 :拡充

新 :新規

確保

多様な人材の参入促進

～未経験者向け～

■かいごチャレンジ職場体験事業 **拡**

～学生、主婦、元気高齢者及び離職者等向け～

■介護職員初任者研修取得支援事業

■介護職員就業促進事業

■地域を支える「訪問介護」応援事業

- ・採用経費補助
- ・電動アシスト自転車購入経費補助

拡

～未経験者向け～

■介護職員奨学金返済・育成支援事業

育成・定着含

～イメージアップ～

■介護現場のイメージアップ戦略事業

～介護WITHプロジェクト～

定着

職場環境の改善

■介護現場改革促進事業 **拡**

- ・デジタル機器導入支援
- ・次世代介護機器導入支援
- ・人材育成支援
- ・組織・人材マネジメント支援

■介護DX推進人材育成支援事業

■介護現場のDX・タスクシェア促進事業

■地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業 **新**

■介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業 **確保含**

■介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業 **新**

■訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業 **新**

育成

資質の向上

■現任介護職員資格取得支援事業

■代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

■介護職員スキルアップ研修事業

■介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

住宅費の負担軽減

■介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

■東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業

■介護職員の宿舍施設整備支援事業

区市町村の取組支援

■東京都区市町村介護人材対策事業

■高齢包括補助事業

- ・介護職員宿舍借り上げ支援事業
- ・外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業

その他：■人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業

■訪問介護事業所におけるE V車・E Vバイク導入支援事業 **新**

外国人材の受入れ環境整備

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
 - ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・ 関係団体との連携体制構築
 - ・ 受入れ調整機関活用経費補助
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業
- 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業
- 介護施設等による留学生受入れ支援事業
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業

ケアマネジメントの質の向上

確保・定着

- 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（再掲）
- 介護支援専門員再就業等支援事業 **新**
- 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業（再掲） **新**

資質の向上

- 介護支援専門員研修事業
 - ・ 受講料補助
- 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修事業

確保・定着含

確保・定着含

【再掲】2040年に向けたさらなる取組

より幅広い層への働きかけ

- かいごチャレンジ職場体験事業
- 介護現場のイメージアップ戦略事業
～介護WITHプロジェクト～
- 地域を支える「訪問介護」応援事業

さらなる職場環境改善
（介護現場の生産性向上）

- 介護現場改革促進事業
 - ・ デジタル機器導入支援
 - ・ 次世代介護機器導入支援
 - ・ 人材育成支援 ・ 組織 ・ 人材マネジメント支援
 - ・ 介護現場革新会議
- 介護DX推進人材育成支援事業
- 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

外国人従事者の積極的な受入れ

- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
 - ・ 海外への魅力発信・マッチング促進
 - ・ 関係団体との連携体制構築
 - ・ 受入れ調整機関活用経費補助
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業 **他**

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（事業概要）

資料11-3①
別紙1

事業目的

- ✓ 令和12年度には約4万7千人の介護職員の不足が見込まれる中、介護ニーズは増大
 - ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
 - ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける
- ➔ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



事業概要

【対象職種】

介護保険サービス事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

【事業イメージ】



・補助金の交付前に手当を支給する順序（①→④→②→③）も可能

・補助金は、審査後、その年度の手当の支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担額分相当）を前払いで交付

令和7年度東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業の実施について

資料11-3①
別紙2

事業概要

1 目的

職員宿舍の借り上げを支援することで、住宅費負担を軽減し良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進

2 概要

施設等の周辺での介護職員の宿舍を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援

(助成条件)

事業所の利用定員数に応じて、4戸から最大20戸まで助成

定員数	0~40	41~50	51~60	...	91~100	101~110	...	191~200	201~
上限戸数	4	5	6	...	10	11	...	20	20

補助基準額 1戸当たり82,000円/月

助成期間 令和8年度まで

(令和6年度より4年間制限を撤廃。特定の外国人については上記上限戸数外とすることが可能。)

3 対象事業所

介護保険施設・事業所(地域密着型サービスを除く)

4 令和7年度見積額 3,071,874千円(7,924戸分)

5 補助率

- (1) 福祉避難所等・災害時協定締結事業所(※) 都7/8 事業者1/8
(2) (1)以外 都1/2 事業者1/2

※以下の災害時対応要件のいずれかを満たしており、職員宿舍を確保し、災害対応要員を配置する事業所が対象

- 福祉避難所の指定等(注1)を受けていること
- 災害時協定を締結(注2)していること

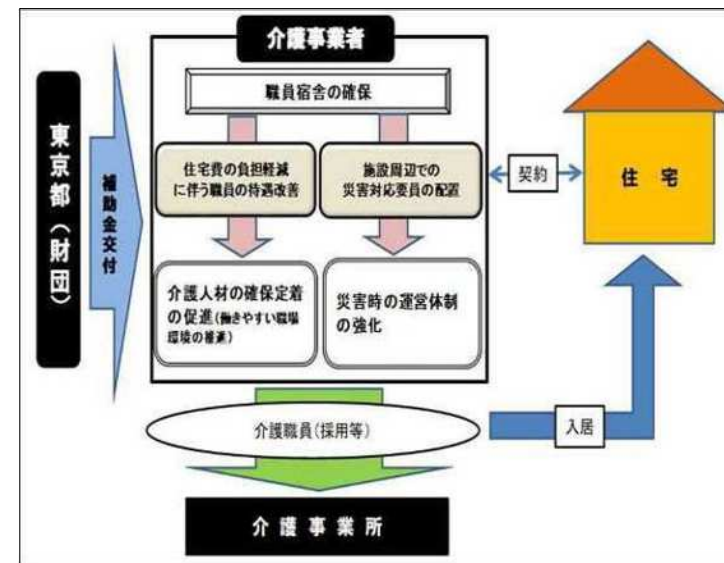
(注1)

高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所
区市町村から指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結した事業所

(注2) 区市町村との災害時協定(安否確認、災害時のサービス提供、避難誘導等)を締結した事業所

事業スキーム

- 介護人材の確保定着を図るとともに、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者に対する都独自の補助制度を創設
- 介護事業者は、職員宿舍を確保し、介護職員に対する待遇改善を図りつつ、災害対応要員を計画的に配置することで災害時の迅速な対応を推進



令和7年度地域を支える「訪問介護」応援事業（訪問介護採用応援事業）R7予算案：668百万円

資料11-3①
別紙3

事業目的

介護業務への就労を希望する者のうち、無資格者等を対象に、訪問介護事業所での雇用確保と働きながらの資格取得支援を支援することで、訪問介護分野への参入促進と即戦力の確保を図る。

取組内容

補助対象

現在離職中の者で、介護業務への就労を希望する者のうち、無資格または初任者研修等修了者（介護福祉士、現任研修修了者、訪問介護以外の介護業務経験者は、1事業所につき1人まで。）

規 模

予算規模 300名

支援内容

事業に参加する介護保険事業所（訪問介護系のみ※）を公募
登録事業所が訪問介護員を雇用し、訪問介護業務に従事させながら、介護職員初任者研修等の資格を取得させる

登録事業所への委託経費（雇用者一人当たり上限1,980千円）

- ・有期雇用期間中の賃金（最大6か月）、社会保険料
- ・介護職員初任者研修または実務者研修受講費用
- ・事務管理費

採用力向上セミナー及び個別相談の実施

※訪問介護系以外の事業所は、介護職員就業促進事業において対象とするため

実施方法

東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施

要求額

令和7年度予算額：668,051千円

訪問介護事業所採用経費補助・訪問介護事業所電動アシスト自転車購入経費補助

訪問事業所の課題について

- 現在、人件費の高騰などから、介護保険事業所の運営は全体としても非常に厳しい状況の中、令和 6 年度の報酬改定で訪問介護のみ介護報酬が減額
- 訪問介護員は特に年齢層が高く、60 代以上が約 5 割を占めているが、介護関連職種の中でも訪問介護員の有効求人倍率は特に高く、職員の確保が難しい状況
- 個々の高齢者宅を訪問し、サービスを提供している小規模な訪問介護事業所は、介護報酬の減額により採用経費や移動経費の負担が過重となり、ますます運営が厳しくなっている

次期介護報酬改定までの間、中小規模の訪問介護事業所に対する支援を実施

（都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える法人は除く）

訪問介護事業所採用経費補助

訪問介護事業所は規模が小さく採用費用をなかなか確保できない事業所が多いことから、主に中小規模の事業所を中心に採用にかかる経費や採用事務にかかる経費を支援する

- 【対象経費】 求人媒体掲載費、ネット広告料、就職フェア出展経費、採用事務のアウトソーシング経費等
【補助基準額】 1法人当たり80万円を上限（補助率10／10）
【規模】 1,300法人

訪問介護事業所電動アシスト自転車購入経費補助

主に新規職員などの採用に伴い電動アシスト自転車の購入などの経費がかかることから、電動アシスト自転車の購入にかかる経費を支援する

- 【補助基準額】 1事業所当たり20万円を上限（補助率3／4） ※1法人10事業所まで
【規模】 1,500事業所

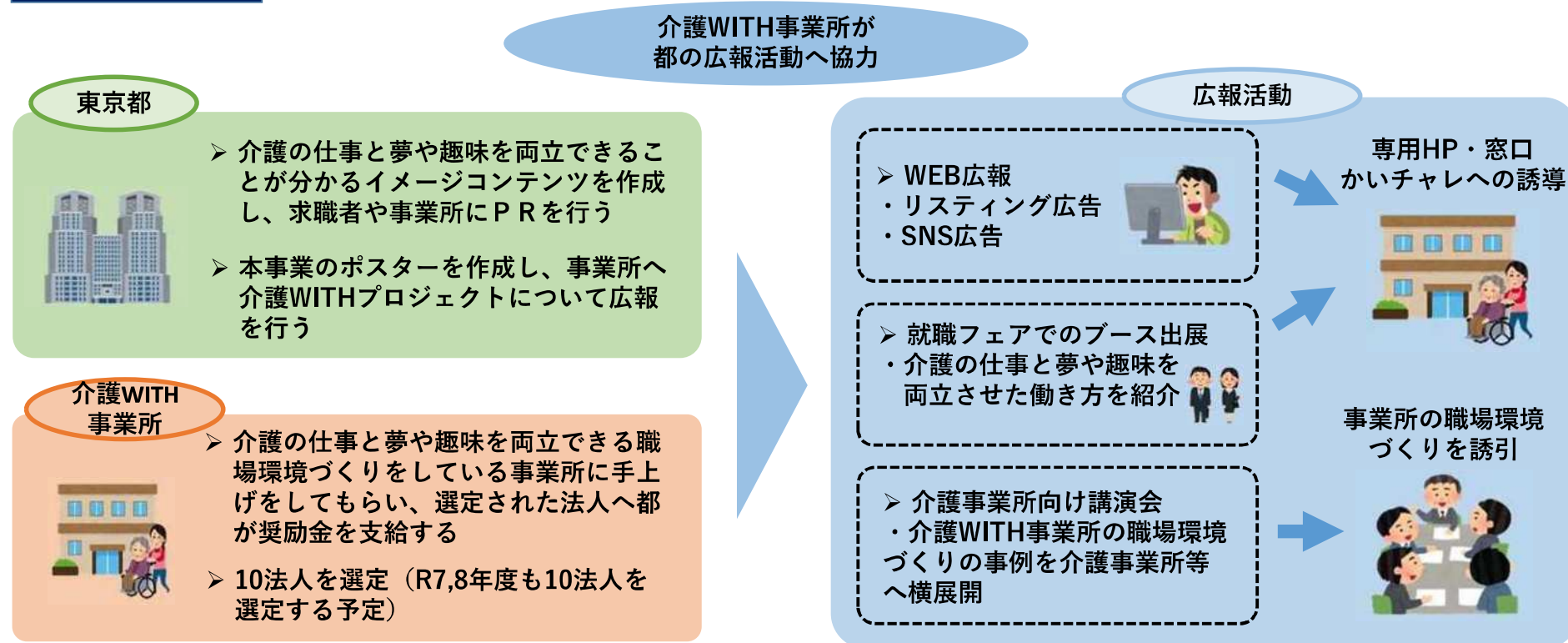
介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～

資料11-3①
別紙4

事業概要

- ✓ 介護の仕事と夢や趣味を両立できる環境づくりに取り組む事業所を介護WITH事業所として選定し、奨励金を支給する（1法人当たり100万円、初年度10法人）
- ✓ 介護WITH事業所は、就職フェアへのブース出展や取組事例のWEB広報を通じて、求職者に対して多様な働き方ができる業界であることのPRに協力する
- ✓ また、介護事業者向け講演会で職場環境の整備方法や具体的な事例の紹介を行い、働き方の横展開を図る

事業スキーム



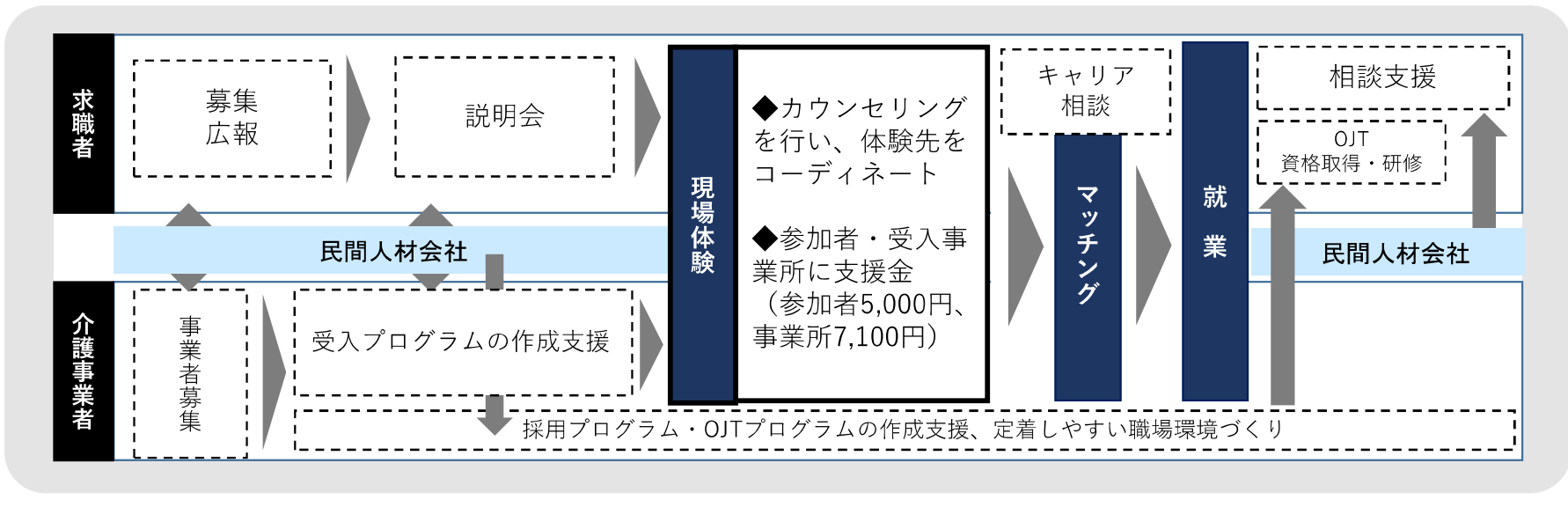
令和7年度 かいごチャレンジ職場体験事業 R7予算案：494百万円

資料11-3①
別紙5

事業概要

介護の仕事の未経験者を対象に、介護現場の体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応えることで、介護分野への入職・定着を促進する。

- 体験を通じて、介護の仕事を広く知ってもらう。
- 介護事業所を対象に仕事の魅力を伝える工夫や定着に向けたOJT等を支援し、**未経験者を受入れるためのノウハウを事業所間に広げていく。**



求職者の参加募集

(対象) 介護職未経験者かつ都内または近隣県に在住
年齢不問 (介護福祉士の養成課程を履修している学生除く)
(募集数) 1,000名程度

- キャリアカウンセラーにより意向に沿った体験先を調整
- 体験後、就業意向がある場合、就業先と条件等をマッチング
- 就業後もカウンセラーが随時相談等フォロー

事業者の参加募集

(対象) 都内介護保険施設または事業所
(募集数) 800所程度

- 体験プログラム作成や職場定着をテーマにセミナーを開催
- 体験の受入れや日程調整、就業を希望する際の調整をフォロー
- 採用後、採用者の介護職員初任者研修受講費を補助

当該年度を越えて、多様な働き方の提案など、無資格・未経験者の就業支援を強化

①かいチャレプラスへの登録・DM発信

かいチャレを通して介護業界に興味を持った潜在層へのアプローチにより、継続的な支援を促し将来的に顕在化するための場として「かいチャレプラス」への登録を促進

- ①かいチャレ参加者をデータベースに登録（年間約500人）
- ②かいチャレ参加時にカウンセリングした本人の希望や就業意欲などを基に、興味を持ってもらえるDMを定期的に発信

②多様な働き方を提案する民間事業者との連携

かいチャレプラス登録者を多様な働き方へ誘導

- ①希望する働き方に応じて、主に有償ボランティア（Chot介護、スケッター等）やスポットワーク（タイミー等）をかいチャレプラス登録者に紹介
- ②以下の課題を踏まえ、民間人材会社及びかいチャレ事業所と連携し、無資格・未経験者の活用支援を実施（業務切り出し等のアドバイスとトライアル利用料の支援）
 - ・スポットワーク等の求人9割は有資格者・経験ありを対象としており、未経験者のマッチングはほとんど実現していない
 - ・スケッター、タイミー等は利用料がそれなりにかかり（タイミーの場合、人材紹介会社の紹介料と同率）、無資格・未経験者を活用するインセンティブが生じにくい

かいチャレ事業所のタイミー、スケッター等を活用を促進し、未経験者の求人を拡大
○業務の切り出し支援 ○トライアル利用料の支援（1事業者10万円、100事業所）

③民間人材会社による提案型・プッシュ型によるマッチング

就業意向を持ったかいチャレプラス登録者を対象に提案型・プッシュ型の就業支援を実施

民間人材会社の求人等を活用し、かいチャレ事業所だけでなく、広く求職者の希望や働き方にあった事業所への就業を提案（スカウトメール等）、就業マッチングを実施

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援

介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

I 職場環境整備

2つの施策

II 組織・人材マネジメント

福祉保健財団に生産性向上に関するワンストップ窓口
(介護職場サポートセンターTOKYO)を設置

1 デジタル機器導入促進支援事業

- ・対象拡充（施設系事業所）
- ・補助上限額の変更

- ・ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fi ルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助
- ・システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助

2 次世代介護機器導入促進支援事業

- ・対象拡充（居宅系事業所）
- ・重点分野の改定に伴う対象機器拡充

- ・移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

3 人材育成促進支援事業

- ・人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助

4 組織・人材マネジメント支援事業

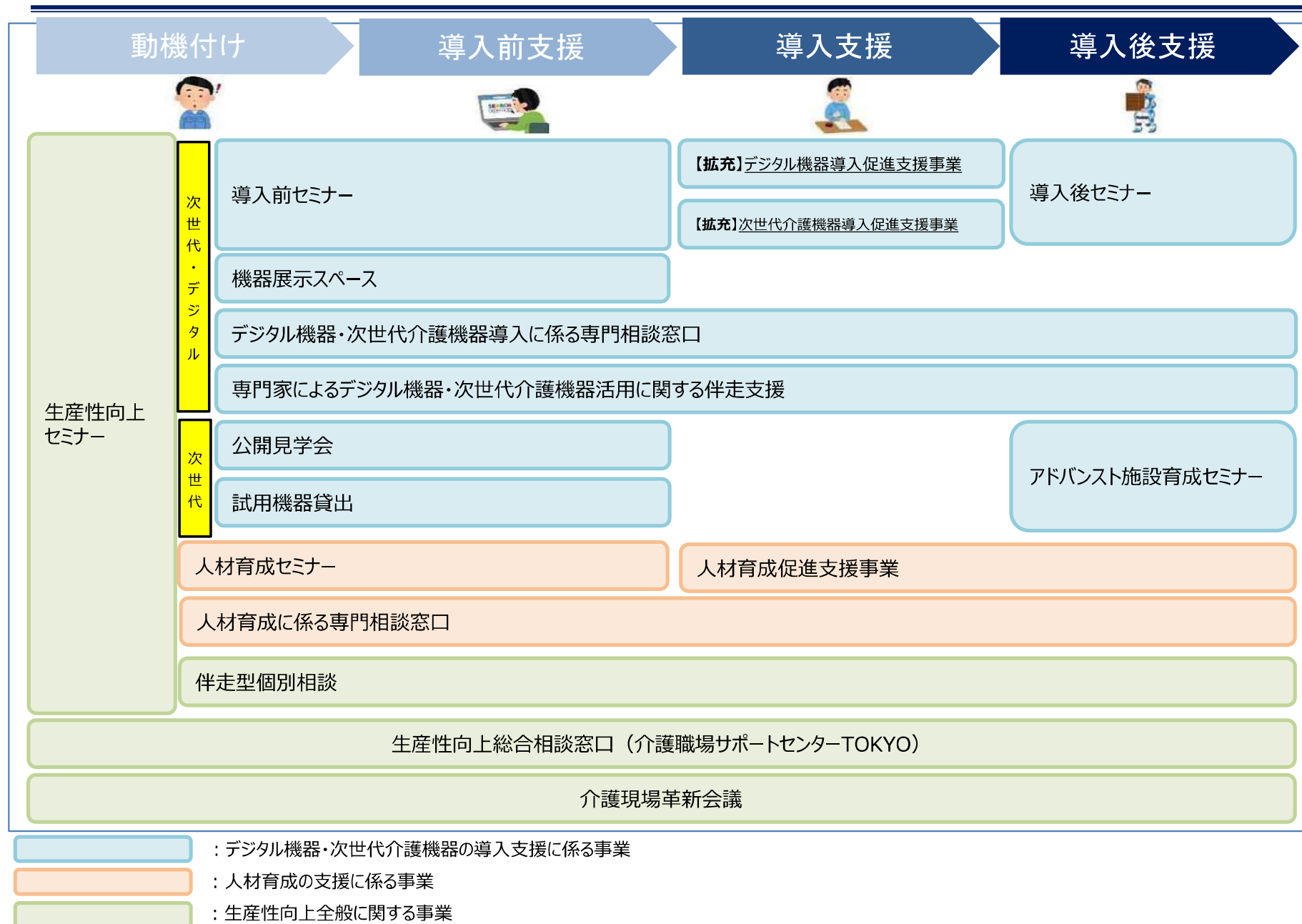
- ・国のガイドラインを活用した生産性向上セミナー
- ・専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援
- ・専門家によるデジタル機器・次世代介護機器の導入・効果的な活用に関する個別支援
- ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ・次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設（アドバンスト施設）を育成するためのセミナー
- ・アドバンスト施設を活用した見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置
- ・試用機器の貸出し
- ・人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ・人材育成の仕組み作りに関する専門家の相談窓口の設置
- ・人材確保、経営、機器開発等に関する相談を受け、関係機関につなぐ窓口の設置

介護現場革新会議

- ・介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護現場の課題の対応方針や介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議

都が直接開催

令和7年度現場改革促進事業の全体像（支援フェーズ別の整理）



介護DX推進人材育成支援事業

資料11-3①
別紙7

課題

介護事業所内にDXに係るリーダー的人材がおらず、継続的に生産性向上の取組を進められない

✓ 都においては、介護現場改革促進事業により、コンサル派遣や専門相談窓口の設置、コンサル委託経費に対する補助等を実施しているが、これらを利用しても事業所内に専門性を持つ人材がない場合は、一過性の取組となるリスク

DX推進人材育成事業の概要

★生産性向上を推進するリーダー職員の育成を支援し事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保

【補助対象経費】 ・リーダー職（DX人材）に対する手当
・IT資格等の取得やセミナー受講にかかる経費

【補助基準額】 DX人材1人あたり50万円／年（1法人最大2人まで）
※対象経費のうち、1/2（年間25万円）以上は手当として支給

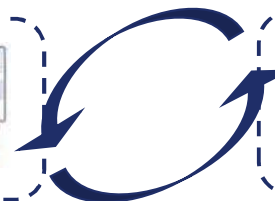
【補助率】 10／10 **【補助対象期間】** 1法人当たり3年間申請可

期待される効果

- ✓ 介護現場改革促進事業では、介護事業所外部からのアプローチを強化してきたが、DX推進人材育成事業により、事業所内部でのDXへの対応力を向上させ、介護現場改革送信事業の取組をより効果的に事業所内で活かしていけることが期待
- ✓ 介護現場改革促進事業とDX推進人材育成事業の両事業の相乗効果により介護現場のDXの取組を強力に推進

介護現場改革推進事業

デジタル機器等の導入支援や
コンサルの個別支援など



DX推進人材育成事業



介護事業所内のDX人材育成

令和7年度 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

R7 予算額
114,399千円

資料11-3①
別紙 8

事業の目的

介護業務及び介護の周辺業務において、ロボットを活用したタスクシェアを進めることで、介護職員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備する

掃除・配膳ロボット導入支援事業

■ 事業内容

介護の周辺業務の負担軽減を図るため、自走式の掃除ロボット又は配膳ロボットの導入に要する経費を補助する

■ 対象施設

- ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院
④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム
⑦サービス付き高齢者向け住宅
⑧認知症高齢者グループホーム

*④～⑦は（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

■ 補助基準額等

区分	補助対象経費（※）	補助基準額	補助率
機器の導入に要する費用	掃除・配膳ロボットの導入に要する備品購入費、使用料及賃借料	1施設当たり 240万円	1/2

※備品購入費は、1台当たり10万円以上のものに限る

※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない

■ 実施規模

100か所

分身ロボット等活用支援事業

■ 事業内容

施設の外から遠隔操作で入所者とのコミュニケーション等を行うことができる分身ロボット等を活用して、介護業務の負担軽減を図る介護施設に対し、当該ロボットの導入に要する経費を補助する

■ 対象施設

- ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院
④軽費老人ホーム ⑤養護老人ホーム ⑥有料老人ホーム
⑦サービス付き高齢者向け住宅

*地域密着型サービスは除く

*④～⑦は 特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る

■ 補助基準額等

区分	補助対象経費（※）	補助基準額	補助率
機器の導入に要する費用	分身ロボット等の導入に要する備品購入費、使用料及賃借料、Wifi環境整備費	1施設当たり 240万円	3/4
高齢者等の活用体制構築に要する費用	分身ロボット等の操作者として高齢者等を活用するために要する人件費、募集・育成経費等	1施設当たり 30万円	3/4

※消費税・地方消費税は補助対象経費に含まない

■ 実施規模

50か所

【新規】 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業 R7予算案：376百万円

資料11-3①
別紙9

現状と課題

- 国は、令和5年度より、ケアマネ・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用開始
- 令和6年度報酬改定で、システム利用を要件にケアプラン取扱い上限件数を緩和するなど事業所における活用を促進
- 都は、システム利用料への補助やケアマネ事務職員の雇用経費補助などの支援を実施しているが、システムの普及率は7.2%
(令和6年9月時点、全国平均6.0%)

(課題1) システムに対する事業所の理解（操作方法、費用対効果等）が進んでいない

(課題2) 有効活用には、ケアマネ事業所と連携先の居宅サービス事業所の双方での導入が必要

⇒ システムの普及を強力に進めるためには、保険者である区市町村が主体となって面的に取組を進めていくことが重要

事業概要

＜ 地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援 ＞

【補助対象】 都内区市町村

【予算額】 3億7,600万円

【基準額】 最大3,000万円

【規模】 25区市町村

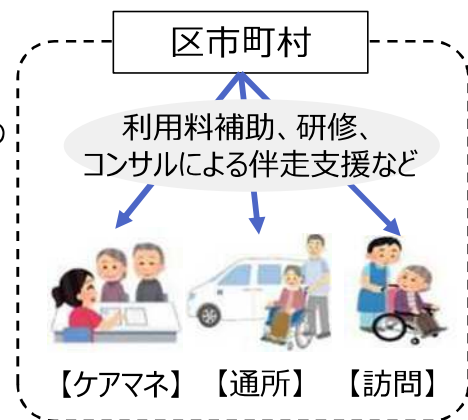
【補助率】 10/10

【対象経費】

- ・利用料補助経費
- ・導入促進の取組に係る経費
(取組例) 管内事業所の実態調査
システム利用に係る研修
コンサルによる伴走支援

東京都

好事例の
横展開
支援
補助



期待される効果

✓ ケアマネ・居宅サービス事業所の経費削減、介護職員の負担軽減

✓ ケアマネ事務職員雇用経費補助との相乗効果によって、取扱いケアプラン数増による収入増

【新規】 令和 7 年度 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業**介護職員カスハラ総合相談センターT O K Y O（仮）**○ **総合相談窓口の運営【拡充】**

- ・事業所の管理者・職員問わずカスハラに関する相談をワンストップで受付
- ・カスタマーハラスメント対策に詳しい相談員が対応
- ・必要に応じて、各種メニューの案内、区市町村や国等の窓口の紹介を実施
- ・また、法的な対応が必要であると判断される場合は弁護士による法律相談を案内

**<弁護士による法律相談>**

- ・事業者に対して法的根拠に基づく解決方法を提案

**メニュー
共通**○ **カスハラ対策セミナー（旧ハラスメント対策説明会）**

- ・介護事業所の管理者等に対し、利用者・家族からのカスハラ対策に関するセミナーを実施

**メニュー
訪問系対象**○ **ヘルパー補助者同行支援【新規】**

- ・介護事業所がヘルパー補助者に支払う謝金に対する補助金

【補助上限額】 1 時間あたり 1,700円

【補 助 率】 3 / 4

○ **防犯機器等導入支援【新規】**

- ・セキュリティ確保に必要な防犯機器の初期費用に対する補助金

【補助上限額】 1 事業所あたり 10万円

【補 助 率】 1 / 2

普及啓発・周知○ **普及啓発・窓口周知の実施**

- ・事業者や職員に向けた窓口周知チラシの作成・配布
- ・事業者や利用者に向けた、普及啓発・周知用のリーフレットの作成・配布

区市町村体制強化支援○ **区市町村相談窓口設置支援【新規】**

- ・区市町村がカスハラ相談窓口を設置する際の経費を補助
- ・周知用チラシ等の作成経費を補助

○ **区市町村カスハラ対策連絡会【新規】**

- ・カスハラ対策についての講演
- ・区市町村における好事例の共有
- ・区市町村間の意見交換

訪問介護員の暑さ対策

- ・近年、記録的な猛暑が続いており、年々熱中症警戒アラートの発令日数が増えている。
- ・都心部の多くの事業所では、訪問介護や訪問看護は高齢者宅を自転車で移動しており、移動時の暑さ対策が喫緊の課題となっている。
- ・高齢者宅では、クーラーを十分使用していない家もある。また、入浴介助では浴室内の温度を高齢者の体感に合わせるため、暑い中でサービスの提供を行わなければならない。
- ・特に訪問介護職員は60代、70代の高齢者も多く、ヘルパー自身に熱中症の危険がある。

事業者から訪問ヘルパー向けの暑さ対策について支援を求める声が上がっている

事業概要

訪問介護員の暑さ対策グッズ等の購入経費を補助

【対象事業所】 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援
※訪問入浴は、入浴カーで訪問しサービスを提供するため対象としない

【補助基準額】 **1事業所上限500千円 ※職員数に応じて基準額を設定**

1～10人	100千円	／	11～20人	200千円
21～30人	300千円	／	31～40人	400千円
41人～	500千円			

【補助率】 3／4

【規模】 850事業所

【対象物品例】 空調服、冷却ベスト、ネッククーラー・アイスリング等



【空調服】



【冷却ベスト】



【アイスリング】



【ネッククーラー】

事業目的

○運営が特に厳しい状況にある中小の訪問介護事業所が、訪問介護サービス提供時の移動に係る負担等を軽減できるよう、電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費を支援

事業概要

【対象事業所】 訪問介護事業所

※都内に訪問介護の事業所数が 10 か所以上かつ資本金 5 千万を超える法人は除く

※ 1 法人あたり 3 事業所まで



A 社 E V 車 約300万円

【補助基準額】 1 事業所あたり 500 万円上限（補助率 1 / 2）

E V 車 約 300 ～ 500 万円

E V バイク 約 25 ～ 80 万円

普通充電設備 約 3 千 ～ 25 万円

V 2 H 充電設備 約 100 万円（工事費込み）

V 2 H の場合、災害時の電源になる（サクラで約 2 日間）
E V 車と外部給電気をセットで購入することも可



B 社 E V バイク 約55万円



C 社 E V バイク 約25万円

【規 模】 30 事業所

【国及び都の補助額】

※国や都の補助金額は車種によって異なります



A社EV車 約300万円

車両価格
276.4万円

(マイナス)

補助金110万円
国:55万円
都:55万円

自己負担
166.4万円



B社EVバイク 約55万円

車両価格
52.8万円

補助金31.8万円
国: 6万円
都:25.8万円

自己負担
21万円



C社EVバイク 約25万円

車両価格
23.6万円

補助金10.6万円
国:2.6万円
都: 8万円

自己負担
13万円

※令和6年度補助金の場合

補助対象	価格	国補助額	都（産労局） 補助額	都（福祉局） 補助額	自己負担分
A社EV車	276.4万円	55万円	55万円	83.2万円	83.2万円
B社EVバイク	52.8万円	6万円	25.8万円	10.5万円	10.5万円
C社EVバイク	23.6万円	2.6万円	8万円	6.5万円	6.5万円
V2H充電設備（本体）	60万円	20万円	15万円	25万円	25万円
（工事）	40万円	15万円			

令和7年度 外国人介護従事者活躍支援事業（かいごパスポートTokyo）

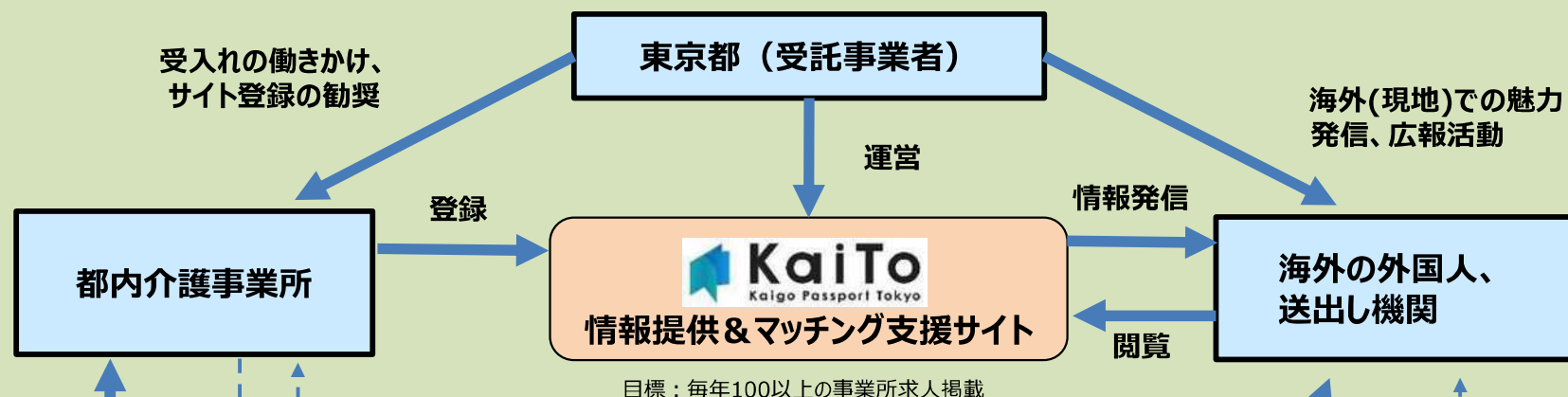
資料11-3①
別紙 13

目的

- 日本や介護に関心のある外国人に対し、海外にいる段階から積極的にアプローチし、東京の介護現場で働く魅力を発信するとともに、専用サイトの構築により外国人と介護事業所のマッチングを促進
- 外国人介護従事者の受入に伴う介護事業所の負担を軽減するため、介護事業所に対する財政的支援

事業概要

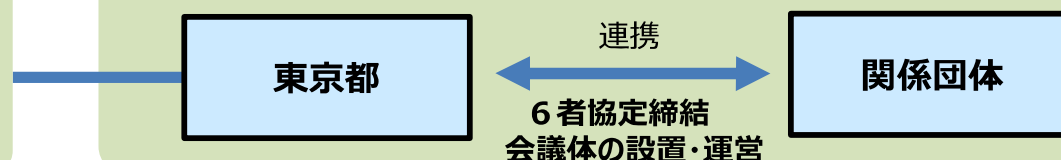
（1）海外に向けた魅力発信・マッチング促進



（3）財政支援強化

- 登録支援機関等経費補助
対 象：特定技能・留学生にかかる人材紹介料
基準額：300千円
補助率：1/2(サイト掲載者2/3)

（2）関係団体との連携体制構築



課題及び方向性

- ✓ 都内のケアマネ 1 人当たりの平均取扱件数は32.8件/月
※国の定める上限は39件/月が原則、事務職員配置又は I C T 機器の活用により44件/月に引き上げ、それ以上は減算。
- ✓ 報酬改定によりケアマネ1人当たりの上限件数が原則44件/月、事務職員配置及びケアプランデータ連携システム導入により49件/月に引き上げ。
- ✓ ケアマネの約 4 割が事務作業に負担感。現状、事務職員配置など上限引き上げの対象となっている事業所は10%弱。

- 都独自に事務職員の雇用経費を支援
- 業務効率化を促進し、取扱上限引き上げに対応できるよう支援する。
- これにより将来的な介護サービス需要の拡大に対応するとともに、介護報酬を増やすことでケアマネの処遇改善を図る。

事業内容

補助対象	居宅介護支援事業所
対象規模	300事業所（全体の約1割を想定）
対象経費	各事業所1名の事務職員雇用経費
補助基準額	250万円
補助率	3／4
補助期間	3年（R6年度から次期報酬改定まで）



【新規】介護支援専門員再就業等支援事業 R7 予算案：73百万円

資料11-3①
別紙 15

事業目的

介護支援専門員有資格者の再就業等の支援により都内の現任介護支援専門員（現任ケアマネ）の確保に繋げるとともに、潜在ケアマネを中小企業へ派遣して介護の仕組みや制度の啓発等を実施する取組により、潜在的な人材の活用を図る。

事業内容

1 対象者

都のケアマネ名簿に登録され都内で勤務する現任ではない有資格者（＝潜在ケアマネ）

※都の名簿登録者22,300人のうち、**潜在ケアマネは約7,500人**

2 取組内容

(1) 都の**補助事業や研修案内等の情報提供**を実施

(2) 再就業や転職を希望する有資格者向けに**就労相談等窓口を設置**するとともに、知識・経験豊富な**潜在ケアマネを中小企業へ派遣し、介護サービスの仕組みや制度の普及啓発等を実施**

(3) 再就業や転職後に一定期間従事した者に対し**再就業等・定着奨励金を給付**

ア **介護支援専門員再就業・定着奨励金：10万円（6ヶ月就業後・一人各1回限り）**

※ケアマネ職を離職後3か月以上（失業保険給付期間中は対象外）経過後に都内のケアマネ職に復帰し、6か月以上従事した者

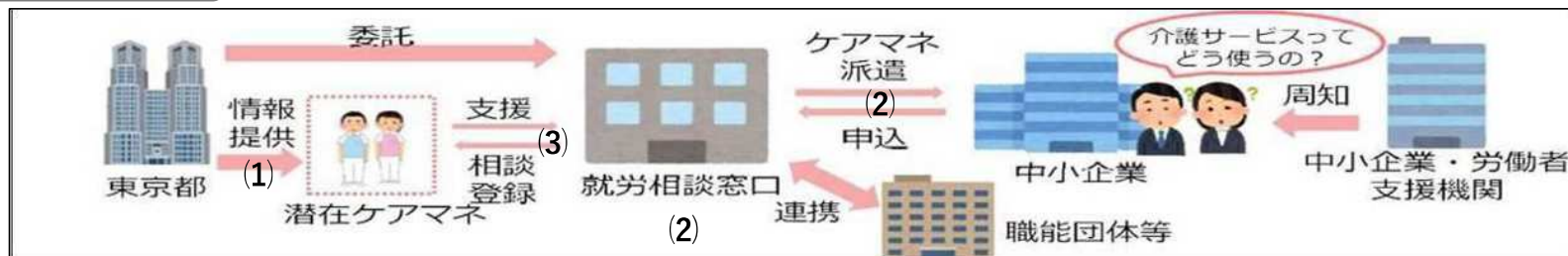
イ **介護支援専門員新規就業・定着奨励金：10万円（同上）**

※介護業界以外からの転職を希望（ケアマネ職未経験）し、都内で新たにケアマネ職に就職後6か月以上従事した者

ただし、ケアマネ支援員証の新規交付者（＝ケアマネ名簿の新規登録者）を除く。

事業イメージ

※カッコ数字は上記2に掲げる各取組内容



福祉人材対策の主な取組(生活福祉部関連)

資料11-3②

分類	事業名	対象	事業概要	R6当初予算額(千円)	R7予算額(案)(千円)
確保	無料職業紹介事業	求職者・求人事業者	社会福祉法第94条に基づき、福祉分野の就職相談、求人求職紹介・あっ旋を実施(東京都福祉人材センター(飯田橋)及び多摩支所(立川)の2か所で実施)	111,913	118,589
	福祉の仕事就職フォーラム	求職者	都内で福祉施設・事業所を運営する法人が出展する大規模合同就職説明会を開催	46,851	46,851
	地域密着面接会	求職者	区市町村社協やハローワーク等と共催し、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、各地域の事業所による相談面接会を実施	12,163	12,167
	マッチング強化事業	求職者	①ハローワーク、社協、学校等に人材センター職員が赴き出張相談を実施 ②無資格者・未経験者向け職場見学ツアーを実施 など	51,240	50,291
	ふくしチャレンジ職場体験事業	求職者・福祉事業所	職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進する。	148,640	210,470
	介護福祉士等修学資金貸付制度	養成施設在学学生	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、実務者研修施設又は福祉系高校に在学する者に対して修学資金等を貸し付ける。	7,043	9,429
	介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業	求職者	他業種で働いていた者等で、介護職員初任者研修等を修了し、福祉業界に就職する者に対して就職支援金を貸し付ける。	-	-
再就職支援	TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業	求職者・福祉事業所	人材育成、キャリアパス、負担軽減等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図る。	92,332	108,141
	離職介護人材再就職準備金貸付制度	求職者(経験者)	離職した介護人材が介護職員として再就職する際に必要な資金(上限40万円)を貸付け、継続して2年間介護業務に従事すると返還免除	-	-
	【新規】潜在有資格者就労促進事業	求職者(有資格者)	潜在有資格者の復職に向けた相談に応じるほか必要な支援を行うことにより、福祉の人材確保を行う。	-	189,162
普及啓発	キャリアカウンセリング	求職者(経験者)	就職を希望する介護福祉士等の有資格者を対象に、就職支援アドバイザーが、キャリアカウンセリングや就職支援セミナーを実施	26,765	26,789
	福祉の仕事イメージアップキャンペーン	一般都民	福祉人材の確保を図るため、若年層はもとより、幅広い世代に福祉の仕事の魅力・やりがい等を発信する普及啓発キャンペーン等を実施	42,736	42,736
	マーケティングツールを活用した情報発信	福祉職場に関心のある方	都の進める福祉人材確保施策に係る情報発信を強化し、新たな福祉人材の掘り起こしを進めるため、効果的かつ効果的な広報施策の展開を実施するためのマーケティングツールを活用した情報発信を実施	34,804	34,804
定着	SNSを活用した情報発信等	求職者・有資格者	LINE公式アカウントを開設し、福祉の仕事に関する情報を発信	924	924
	人材定着・離職防止相談支援事業	従事者等	社会福祉事業従事者を対象に、職場や仕事等に関する相談を受け付ける横断的な相談窓口を設置	18,904	22,110
育成	登録講師派遣事業	小・中規模の事業所	小規模の福祉・介護事業所の従事者の資質向上を図るため、介護福祉士養成学校等の講師を派遣して、出前研修を実施	26,839	38,440
	研修実施サポート事業	小・中規模の事業所	事業所からの研修に関する相談に対し、研修アドバイザーによる支援を実施	3,980	4,033
	スキルアップ・定着支援推進研修等事業(包括補助事業)	区市町村	福祉人材の資質向上及び確保・定着を図るため、地域の実情に応じた研修や人材確保の取組を実施する区市町村を支援	-	-

高齢者の住まいの確保について

資料11-4

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

令和7年度予算 1,082百万円（住宅政策本部所管分）

【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

政策指標

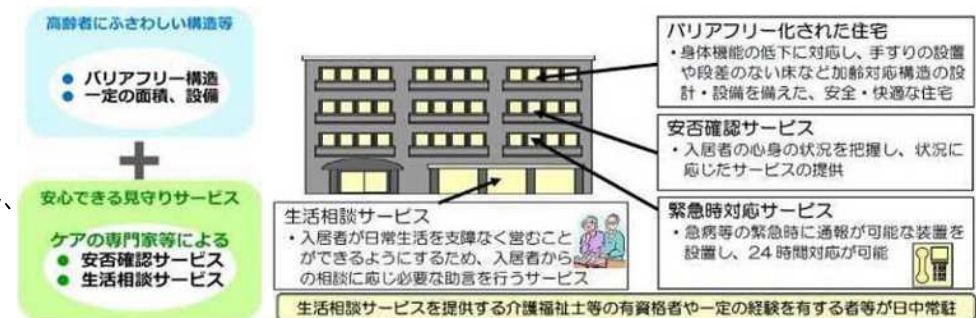
サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備

⇒ 令和5年度末までの供給実績 24,493戸

【令和7年度の主な施策】

- ◆ 引き続き、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」を活用し、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進

【参考】 サービス付き高齢者向け住宅



住宅セーフティネット制度

令和7年度予算 421百万円

【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和5年度末現在 53法人）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るため、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和5年度末時点32区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

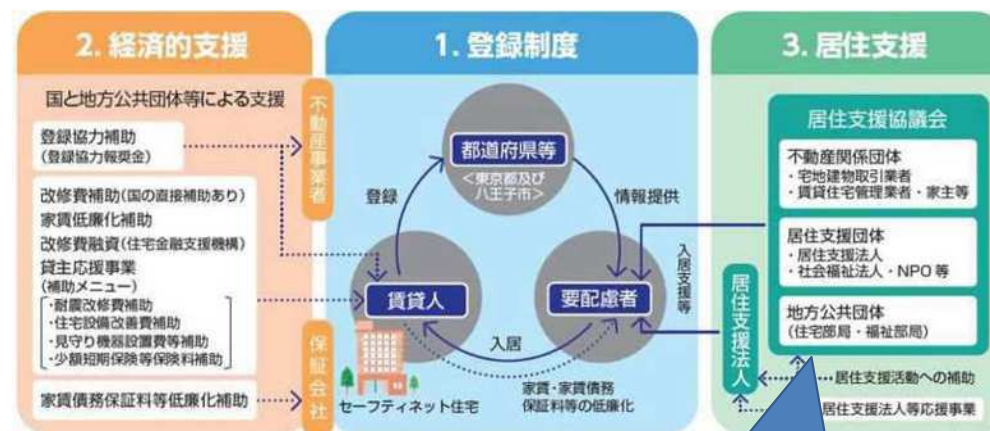
※『東京都住宅マスタープラン』（2022(令和4)年3月改定）の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（令和5年度末 766戸）

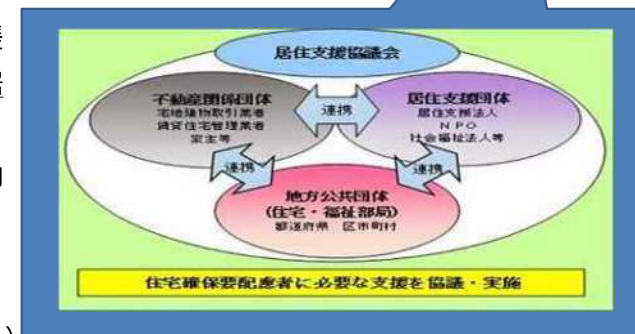
居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（令和5年度末 83%）

【令和7年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るため、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを令和6年度に引き続き開催



【住宅セーフティネット制度のイメージ（令和6年度）】



令和7年度 在宅療養推進に向けた都の取組（案）

資料11-5①

地域における在宅療養体制の確保

【区市町村等への支援】

■区市町村在宅療養推進事業【252,777千円】

＜補助率：10/10＞※4年以降：1/2

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援

- 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援
《例》病院救急車等を活用した搬送体制の確保、看取りに関する講演会やDVDによる普及啓発 等
- 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援
（在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域支援事業交付金対象外経費への支援）
《例》・24時間の診療体制の確保、後方支援病床の確保＜在宅医療・介護連携推進事業（ウ）＞
・ICTを活用した情報共有・多職種連携＜在宅医療・介護連携推進事業（エ）＞ 等
- 小児等在宅医療推進事業
- 在宅療養患者家族支援事業＜新規＞
《例》家族が行っているケアを代行する看護師等の派遣、仕事とケアの両立に向けた取組 等

■在宅療養環境整備支援事業（保健医療政策区市町村包括補助（選択：提案型））＜補助率：1/2＞

在宅医療・介護連携推進事業（ア）～（ク）に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

（保健医療政策区市町村包括補助（選択：政策誘導型））＜補助率：1/2＞

自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

■災害時在宅医療提供体制強化事業＜新規＞【18,729千円】

訪問診療を行う医療機関における災害対応力を強化するとともに、地域BCP策定等在宅医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援

【東京都医師会・地区医師会との連携】

■在宅療養研修事業【11,209千円】

- 多職種連携連絡会の運営
- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療推進強化事業【600,000千円】

- 地域における24時間診療体制の構築の推進＜補助率：10/10＞
- オンラインを活用した病診連携の推進

デジタル技術を活用した情報共有の充実

■東京都多職種連携ポータルサイトの運営【19,058千円】

デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

東京都在宅療養推進会議等の開催

■東京都在宅療養推進会議等の開催

- ACP推進部会の開催
- 地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催 等

■広域連携支援・東京都地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキンググループの開催

在宅療養生活への円滑な移行の促進

【 】：令和7年度 予算額（案）

■入退院時連携強化事業【144,948千円】

医療機関における入退院支援に取り組む人材の育成や入退院時における地域との連携を一層強化
○入退院時連携強化研修

入退院時における入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施

《対象》病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、区市町村在宅療養支援窓口、介護老人保健施設 等

○入退院時連携支援事業＜補助率：1/2または3/4＞

入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助し、医療機関における入退院支援体制の充実を図るとともに、病院と地域の医療・介護関係者との連携を支援

《対象》200床未満の病院

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）

医療・介護に関わる人材の確保・育成

■在宅療養研修事業＜一部再掲＞

- 在宅療養推進研修（「在宅療養地域リーダー」の養成）
- 病院内での理解促進研修
- 病診連携研修（相互研修）
- シンポジウムの開催

■在宅医療参入促進事業【11,213千円】

訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

小児等在宅医療に対する取組

■小児等在宅医療推進部会

■小児等在宅医療推進事業＜再掲＞

■小児等在宅医療推進研修事業【17,220千円】

小児医療に関する診療所の医師及び看護師等向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成

看取り支援に関する取組

■ACP推進事業【16,884千円】

都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施

①都民に対する普及啓発 ②医療・介護関係者の実践力の向上

■都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のACP実践力の育成

＜新規・大学提案採択事業＞【30,000千円】

ACP実践に必要な情報を集約したWebサイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護関係者のACP実践力の育成基盤を整備

在宅医療従事者の安全確保に関する取組

■在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【48,633千円】

在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援

R7予算額（案）：252,777千円（事業全体）

現状・課題

- ✓ 在宅療養について、家族への負担を懸念する都民が数多く存在
- ✓ 希望する方の在宅療養が進むよう、**在宅療養を支える家族の実情を踏まえた包括的な支援が必要**



Q 在宅療養は難しいと考える理由

- 70.7% 家族に負担をかける
- 46.5% 急変時の対応が不安

出典：R5「保健医療に関する世論調査」
東京都政策企画局

事業概要

在宅療養患者を支える家族の身体的・心理的負担の軽減、就労との両立支援による離職の減少、悩みを共有する場の構築等を図ること
で、希望に応じて在宅療養を選択できる環境を整備する。

➤ 区市町村在宅療養推進事業の新規メニューとして「在宅療養患者家族支援事業」を追加

補助メニュー

在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた
先駆的な取組への支援

切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等
への情報共有に対する支援
(在宅医療・介護連携推進事業のうち地域支援事業交付金対象外経費への支援)

小児等在宅医療推進事業

【新規】在宅療養患者家族支援事業

■取組例

- ✓ 家族が日常的に行っている在宅療養患者のケアを代行する看護師等の派遣
- ✓ 無資格者でも実施可能な「服薬補助」「急変時の付き添い」などを担うボランティアの養成
- ✓ 仕事とケアの両立に向けた取組（セミナー、相談窓口、ハンドブックの作成等）の実施
- ✓ 在宅療養患者を支える家族同士が悩みを共有できる場の構築

■基準額

1事業あたり 10,000千円

■補助率

開始から3年間は10/10、4年目以降は1/2 ※基金の区市町村計画として実施

R7予算額（案）：30,000千円

現状・課題

- ✓ 望む医療・ケアの希望を示しておくこと(ACP)は、最後まで自分らしく生きるために重要
- ✓ しかし、ACPを支える医療・介護関係者は、その支援に困難を感じている。

事業概要

■ ACP関連情報を得られる“場”、協働学習の“場”を創り、
都民のACPを支える医療・介護職のACP実践力の育成基盤を創る。

<事業内容>

- ACP実践に必要な情報を集約したWebサイト・

協働学習の“場”の創出

- 医療・介護職への実態調査を基に、事例、講演動画、

ACP関連情報を集約したwebサイト「Web情報室(仮)」を作成

- 医療・介護職がACP実践から学ぶ「協働学習の“場”」を創出

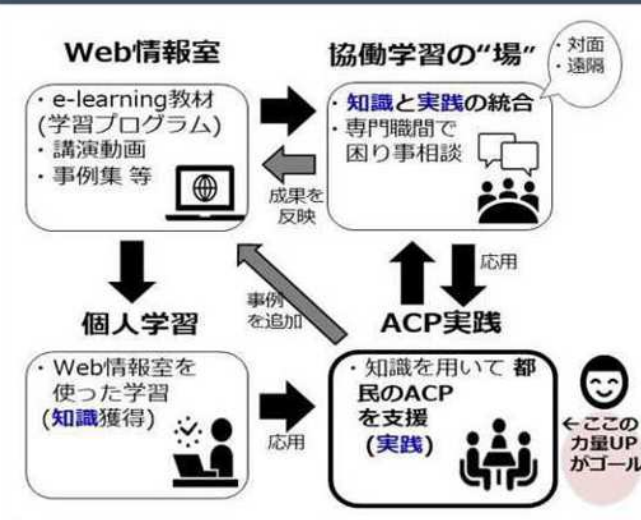
- ACP実践力を高める基盤の創出

- 医療・介護職が「Web情報室(仮)」を活用してACPを個人学習し、都民のACPを支援し(実践)、その実践を専門職間で協働学習で振り返り、困りごとを相談する、「医療・介護職のACP実践力の育成基盤」を創出

<実施期間>

令和7年度～令和9年度

医療・介護職のACP実践力の育成基盤（全体像）



■スケジュール

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実態調査	実施・分析		
Web情報室（仮）	内容の検討	作成・効果測定	
協働学習の“場”	試作版の作成	協働学習実施・評価	

R7予算額（案）：18,729千円

現状・課題

- ✓災害等の有事発生時には平時以上に行政と医療・介護事業所が連携して機能を確保する必要
- ✓医療機関のBCPに加えて、同業・類似事業所間の連携による連携型BCPや地域全体のケア継続等に向けた区市町村の地域BCPの策定が進んでいない

事業概要

■災害時における継続的な在宅医療提供体制の確保

- 診療所等へのBCP策定支援と地域BCP策定に向けた取組を実施

<事業内容>

- 訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けたセミナー開催
- 連携型BCP・地域BCP策定に向けたモデル事業実施
 - ※令和9年度に地域BCP等の策定ポイントなどを整理した手順書策定予定（令和8年度に中間のまとめ）

<実施期間>

令和7年度～令和9年度

<実施方法>

委託により実施

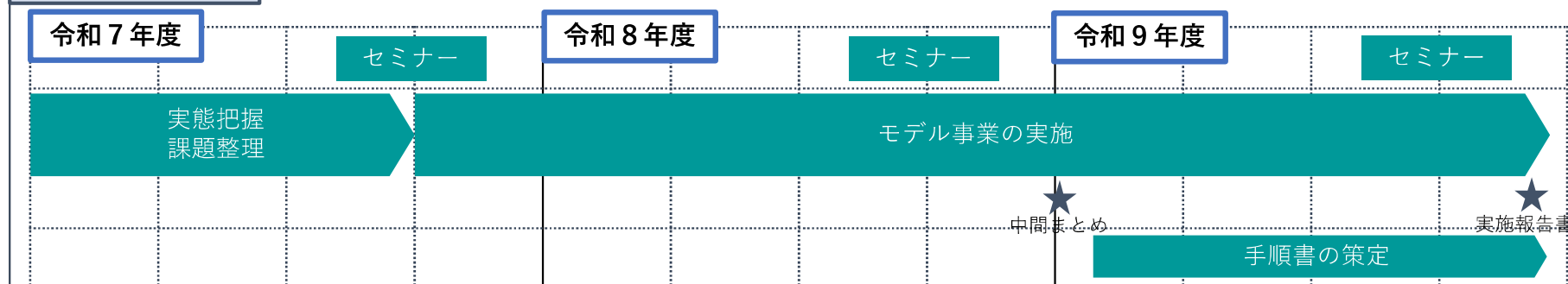


※ 機関型BCP：自機関のBCP

連携型BCP：同業・類似事業者間の連携によるBCP

地域BCP：多職種多機関の連携によるBCP

スケジュール



R7予算額（案）：48,633千円（事業全体）

目的

✓在宅医療現場におけるセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助することで、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援する。

➤在宅医療現場におけるハラスメント対策事業の新規メニューとして「防犯機器等導入支援」を追加

事業概要

1 在宅医療ハラスメント相談窓口の運営

（1）ハラスメント相談窓口の設置

在宅医療の利用者や家族からのハラスメントに関する専用電話相談窓口を設置し、相談対応を実施

（2）法律相談窓口の設置

ハラスメントに関する法律相談窓口を設置し、弁護士による相談対応を実施

（3）ハラスメント対策研修の実施

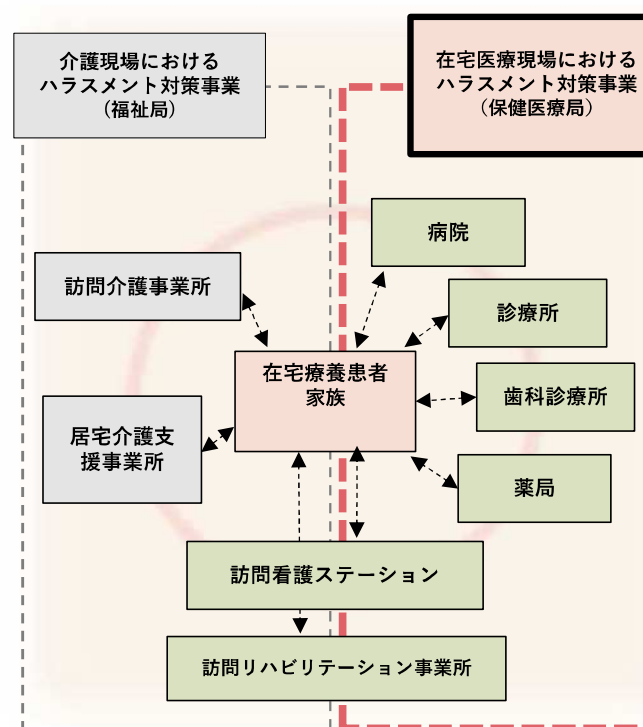
在宅医療に関わる医療関係者等に対し、ハラスメント対策に関する研修を実施

2 防犯機器等導入支援（新規）

在宅医療現場におけるセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る経費を補助

- 対象者 訪問診療を行う病院、診療所
訪問歯科診療を行う病院、歯科診療所
- 対象機器 防犯ブザー、防犯ボタン付き携帯電話 等
- 基準額 1 医療機関当たり上限100千円
- 補助率 1/2

取組イメージ



- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 医療的ケアが必要な要介護高齢者等の増加に伴い、今後も訪問看護の重要性は高まっていくため、安定的なサービスの提供を促進することが必要

施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう引き続き指定数を増やす
- 教育ステーション事業を拡充していくにあたり、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

令和7年度の取組

【R7予算額/規模】

1 訪問看護人材確保育成事業

(1)訪問看護人材確保事業【4,347千円/1回】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(2) 地域における教育ステーション事業

【47,711千円/22箇所】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

【拡充】より身近な地域で取組を実施できるように指定数を引き続き増やしていく

(3) 認定訪問看護師資格取得支援事業【9,052千円/19事業所】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師（訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア）資格取得に係る経費を補助

(4) 管理者・指導者育成事業【13,053千円/406人】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

(6) 在宅介護・医療協働推進部会【490千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

【20,988千円/14人】

常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

3 新任訪問看護師育成支援事業【7,032千円/10人】

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助

（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

4 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業【49,100千円/47事業所】

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成

【拡充】整備促進のため看多機を対象に追加

5 いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業

【81,680千円】

「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

6 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 [令和7年度予算案:81,680千円]

現状と課題

- 高齢化とともに医療的ケアが必要な要介護高齢者等が増加。令和8年度の訪問看護サービス量は令和4年度比で約1.2倍が見込まれる。
- 訪問看護師に求められる能力のひとつとして、フィジカルアセスメントが不可欠。在宅環境の中で得られる情報を収集・活用し、的確に判断する能力が大切
- しかし、OJTのみでは、現にサービスを利用している利用者の症例以外は学ぶ機会が少なく、対応困難例に対する技術の習得が難しい場合がある。
- フィジカルアセスメント習得にはシミュレーション教育が有効であるが、人体型シミュレータ等を個々の訪看ステーションで所有することは費用面等の課題から困難

事業内容

人体型シミュレータ等を活用したシミュレーション教育プログラムを策定して訪問看護師を対象に研修を実施、フィジカルアセスメントの向上を目指す。

1年目（R5）課題分析の調査・プログラム作成

2,3年目（R6,R7）教育プログラムの試行・効果検証

- ・都内訪問看護ステーション等への調査と、教育ステーションに対してヒアリング調査を実施
- ・暫定版の「在宅療養のためのシミュレーション教育プログラム」を作成

【シミュレーション教育プログラム】

- ・事前及び事後学習として研修生がeラーニングを受講
- ・最寄りの研修会場にて人体型シミュレータを使った実践研修

【令和6年度】

7月3日 研修開始 12月までに23回実施（延べ156人の参加）

テーマ「呼吸器系疾患のアセスメントと報告」「循環器系疾患のアセスメントと報告」

【令和7年度】

研修を引き続き実施するとともに、事業全体を通しての効果検証を実施

知識の整理
継続的なeラーニング



技術演習
人体型シミュレータ



現任訪問看護師の
一層のスキルアップを支援



令和7年度 地域における教育ステーション事業(令和7年度要求額47,711千円)

資料11-5②
別紙2

1 事業概要

都が指定する教育ステーションにおいて以下の取組を実施することにより、身近な地域において多様かつ実践的な研修・指導及び助言が受けられる仕組みを整備し、地域の訪問看護師の確保・育成・定着を図る。

- ① 訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問研修）
- ② 勉強会や合同カンファレンスの開催（外部講師等による様々なテーマの実践的な内容）
- ③ 他の訪問看護ステーションからの相談
- ④ 医療機関での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修

2 事業実施による成果

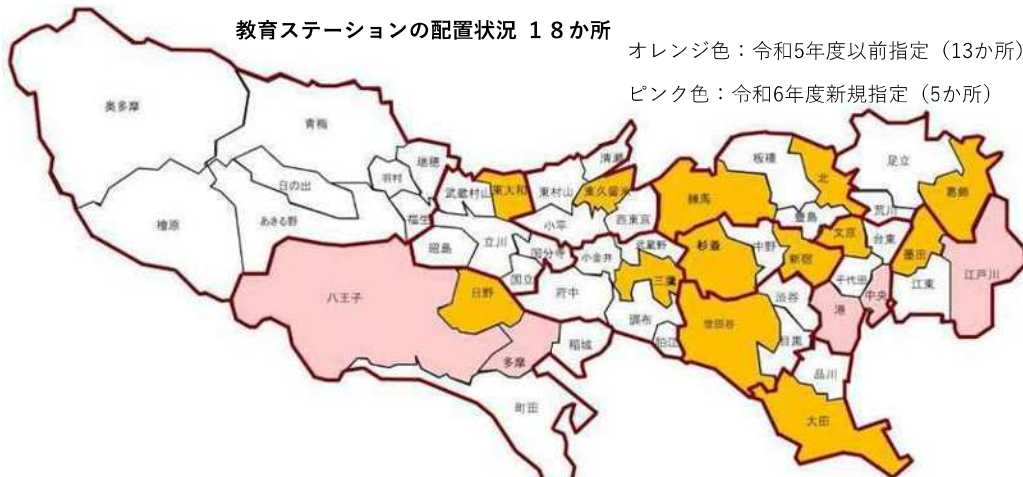
- 同行訪問研修は、訪問看護に就職を考えている看護師の確保や、新規開設又は自力で育成を行うことが難しい小規模ステーションの看護師に対する育成・定着において効果がある。
- 地域の医療機関に所属する看護師が研修に参加することで、医療機関との情報共有が促進され、介護・医療関係者の連携が強化される。
- 様々なテーマの勉強会を実施することにより、地域の訪問看護師の育成と、介護・医療関係者や地域住民の在宅療養に対する理解が推進される。
- 他ステーションから運営や他機関との連携方法の相談を受けるなど地域で中心的な存在

3 今後の展開

- 本事業の目的である身近な地域において多様かつ実践的な研修・指導及び助言が受けられるよう、教育ステーションの指定数を増やしていく
- 地域連携強化を図り、地域包括ケアにおいて中心的な役割を担ってもらう。
- 現在おおよそ二次医療圏に1か所ずつ配置されているため、第9期計画期間中にはおおよそ2か所ずつの配置となるよう指定数を増やしていく。

既存13箇所 → 26箇所程度へ

- 令和6年度は5か所を新規に指定
- 令和7年度については4か所程度を公募する



ラビオンナースステーション	日野市	東京都看護協会立城北看護ステーション	練馬区	あすか山訪問看護ステーション	北区
訪問看護ステーション・青い空	東大和市	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷	杉並区	訪問看護ステーションけせら	文京区
東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市	訪問看護ステーションけやき	世田谷区	東京ひかりナースステーション	中央区
野村訪問看護ステーション	三鷹市	白十字訪問看護ステーション	新宿区	訪問看護ステーション みけ	墨田区
訪問看護ステーションとんぼ	八王子市	田園調布医師会立訪問看護ステーション	大田区	訪問看護ステーションはーと	葛飾区
あい訪問看護ステーション	多摩市	LCC訪問看護ステーション	港区	船堀ホームナースにじ	江戸川区



令和7年度 東京都における認知症施策について【高齢者施策推進部】

資料11-6

都における施策の方向性<2050東京戦略(案)>

- 認知症のある人の社会参加の促進や地域と連携したサポートにより、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現
- 新薬への対応も含めた医療提供体制の強化、ビッグデータの活用による研究の促進等を通じて、認知症の早期の気づき・早期診断・早期対応が可能な体制を整備

令和7年度における認知症施策<R7予算案:43億円>

◎:新規 ●:見直し・拡充事業(単位:百万円)

①認知症のある人に関する都民の理解の増進等	②認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	③認知症のある人の社会参加の機会の確保等	④認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
●認知症施策推進事業 ➤ 「 <u>知って安心認知症</u> 」・「 <u>とうきょう認知症ナビ</u> 」の <u>全面リニューアル</u> ➤ <u>推進会議に、認知症のある人及び家族等の意見を聴くための部会を新設</u> ☐ 認知症サポーター活動促進事業 ☐ 認知症シンポジウムの開催 等	☐ 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業 ☐ 認知症サポーター活動促進事業(再掲)	☐ 若年性認知症総合支援センター運営事業 ☐ 若年性認知症支援事業 ●認知症のある人の社会参加推進事業(+28) ➤ <u>社会参加推進に取り組む自治体数の増</u> ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲)	●高齢者権利擁護推進事業(+28) ➤ <u>高齢者虐待対応マニュアルのリニューアル</u> ➤ <u>介護従事者等意思決定支援研修の新設</u> ●歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(+10) ➤ <u>医療従事者等意思決定支援研修の新設</u>
□ ⑤相談体制の整備等	⑥認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援	⑦保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	⑧研究等の推進等
☐ 若年性認知症総合支援センター運営事業(再掲) ◎ <u>民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業(13)</u> ➤ <u>家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施</u>	●認知症とともに暮らす地域あんしん事業(認知症サポート検診事業)(+2) ➤ <u>実施見込み自治体拡大</u> ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲)	●認知症疾患医療センター運営事業(+27) ➤ <u>レカネマブ・ドナネマブ治療への対応・連携等</u> ☐ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(日本版BPSDケアプログラム) ☐ 認知症高齢者グループホーム整備促進事業(1,774) ☐ 認知症介護研修事業 ☐ 認知症支援推進センター運営事業 ☐ 認知症初期集中支援チーム員等研修事業 ☐ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(再掲) ●認知症サポート医地域連携促進事業(+18) ➤ <u>「とうきょうオレンジドクター」との連携を促進する取組を行う区市町村を支援</u> ●認知症抗体医薬対応支援事業(+28) ➤ <u>レカネマブ・ドナネマブ医療提供体制構築のための調査研究</u>	☐ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(日本版BPSDケアプログラム)(再掲) ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(365)

【拡充】認知症施策推進事業（「知って安心認知症」-「とうきょう認知症ナビ」の全面リニューアル）

「知って安心認知症」のリニューアル

令和7年度予算案：18,216千円

- 東京都健康長寿医療センターと連携**し、最新の状況を踏まえてリニューアル
- 推進会議に新設する当事者参加のための部会で意見を聞きながら、**当事者の視点**を反映
- 令和6年度に作成予定の早期診断・早期支援パンフレットの内容も活用

☆主な内容（予定）

- 1) 共生と希望のメッセージ
- 2) 認知症検診で所見があった人へのメッセージ
- 3) 「認知症・BPSDへの対応」ではなく「共生と見守り」という視点への転換
- 4) 当事者の参画（認知症希望大使のインタビューの掲載、当事者が表紙をデザインする等）
- 5) 介護保険サービスのニーズが生じる前の社会資源の紹介（ケアファームの紹介など）
- 6) 表紙イメージ「高齢者のステレオタイプ」の更新
- 7) データの更新（認知症疾患医療センターの情報、認知症に関するデータ）

とうきょう認知症ナビの再構築

令和7年度予算案：14,960千円

- 東京都認知症施策推進計画（R7～）に沿って**、都の認知症施策や各種コンテンツを体系的に整理
- 推進会議に新設する当事者参加のための部会で意見を聞きながら、**当事者目線・フェーズに応じた情報整理**等を通じ、**スマホでの閲覧**を含め、認知症の方を含む全ての人にわかりやすいホームページを作成
- 作成に当たってはCMSを導入し、**見やすく、タイムリーに更新**できるシステムを構築

わかりやすいホームページの例

<沖縄県がんポータルサイト>



・情報発信の対象をタブで切り替え可能とすることで、視認性の向上を図り、必要な情報が入手できるようにする

<あいち地域包括ケアポータルサイト>



・トップページに13の質問に答えるだけ簡単にできる認知症チェック！！」を大きく掲載し、閲覧者がクリックしたくなる工夫

令和7年度予算案：115,000千円

- 都では、認知症のある方が行方不明になった場合に早期に発見するための情報伝達のシステムづくりなどネットワークの構築を推進するため、令和５年度まで高齢包括補助事業で区市町村を支援
- 第９期高齢者保健福祉計画が開始する**令和６年度から令和８年度まで、GPS機器整備及びネットワーク構築への補助を拡充・個別事業化し、区市町村における行方不明予防・早期発見の取組を集中的に支援**

事業内容

- ① ネットワーク会議の設置・運営
- ② 地域資源マップの作成、
- ③ 認知症高齢者等SOSネットワークの構築 ※GPS機器の貸し出し等補助対象に追加
- ④ 家族会の育成、ネットワークづくりの支援
- ⑤ 介護サービス事業者の認知症支援拠点事業の支援
- ⑥ その他の支援事業

補助基準額・補助率

1 区市町村あたり11,000千円 1 / 2

実施規模

3 3 区市町村

事業内容

GPS機器等の活用、損害賠償責任保険の活用などの早期発見等のための仕組みづくり、ネットワークの構築を支援

補助基準額・補助率

1 区市町村あたり2,000千円 10 / 10

実施規模

20区市町村

The diagram illustrates a system for sharing information on missing persons in Tokyo. It features several interconnected components:

- Police (警察):** Represented by a black box at the top left.
- Related Organizations (関係機関):** Represented by an orange box at the top right, including social welfare, medical, and dementia support organizations.
- Search and Temporary Protection (捜索・一時保護):** Indicated by a blue double-headed arrow between the Police and the Related Organizations.
- Directional Communication (行方不明時の連絡):** Indicated by a blue double-headed arrow between the Police and the Missing Person/Family box.
- Monitoring (見守り):** Indicated by an orange arrow pointing from the Related Organizations to the Missing Person/Family box.
- Missing Person/Family (認知症の人・家族):** Represented by a blue box in the center, containing an illustration of a person with a question mark and a house, and a label for "GPS devices, etc." (GPS機器等).
- Ward/Town/Village (区市町村):** Represented by a blue box at the bottom.
- Directional Communication (行方不明時の連絡):** Indicated by a blue double-headed arrow between the Missing Person/Family box and the Ward/Town/Village box.
- Search Information Provision (捜索依頼情報提供):** Indicated by a blue curved arrow pointing from the Missing Person/Family box to the Police.
- Collaboration (連携):** Indicated by a large orange double-headed arrow on the right side connecting the Related Organizations and the Ward/Town/Village box.
- Usage of IoT for GPS devices (GPS機器等のIoTの活用):** A red bullet point at the bottom left.
- System Goals:** Two black bullet points at the bottom left: "Establishment of measures for early detection of missing persons" and "Support for joining damage compensation insurance, etc."
- Action during missing person incidents:** A blue arrow points to the text "Actively register during missing person incidents" (行方不明発生時には積極的に登録).
- Information Sharing Site:** A purple box at the bottom contains the text "Tokyo Metropolitan Government Information Sharing Site for Missing Persons" (東京都行方不明等情報共有サイト).

R7年度予算案：7,589千円

- 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日決定）のK P I /目標値として、2025年（令和7年度）までに「全区市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ*¹など）を整備」することが明記。
* 1：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み
- 区市町村における認知症サポーターの活動促進に向けた取組については、介護保険の地域支援事業に位置づけられ、東京都では「認知症サポーター活動促進事業」を開始（令和2年度～）。

東京都

地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの活動を促進する

チームオレンジの立ち上げや運営支援等を行うコーディネーターやチームリーダー等に対し、チームの運営等に関する研修を実施
 ＜講師＞ オレンジ・チューター*2 等

*2：厚生労働省が実施する養成研修の修了者

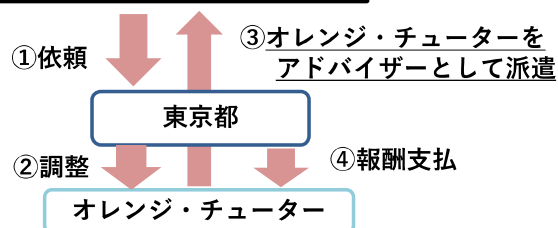
＜規模＞ 年2回・160人程度

新規

チームオレンジの立ち上げや活動の支援のため、希望する区市町村にオレンジ・チューターをアドバイザーとして派遣し、現場訪問やオンライン相談により助言等を行う。

（令和7年度まで）

チームオレンジ未設置自治体



区市町村

チームオレンジの整備 活動促進



出典：全国キャラバンメイト協議会
「認知症サポーターチームオレンジ
運営の手引き」

側面的支援

3 キャラバン・メイト養成研修の実施

区市町村や企業等が行う認知症サポーター養成講座の講師となる
「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施
＜規模＞ 年5回・400人程度

4 認知症サポーターの活動促進に向けた支援

区市町村へのチームオレンジの普及啓発、先進的な取組の紹介等

認知症のある人の社会参加推進事業

資料11-6
別紙 4

社会参加の現状・課題

- ✓ 「認知機能低下および認知症のリスク低減」(WHOガイドライン)においては、社会参加と社会的な支援は健康と幸福とに強く結びついており、社会的な関わりに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきと示されている
- ✓ 2018年に厚生労働省より介護保険サービス事業所における地域での社会参加活動等の実施について、介護サービス提供時間中における地域住民との交流や有償ボランティアなどの活動に参加することを可能とする通知が発出
- ✓ 認知症のある人が自らの強みを生かし役割を持ち、積極的に社会に参加することにつながる事が期待されているが、認知症のある人が活躍できる場はほとんどない

取組の方向性

- ✓ 本人の希望に応じて、地域の実情に合わせた社会参加を推進していくため、認知症のある人の社会参加についての話し合いの場の設置、関係者間の仲介・調整、社会参加の機会創出に先行的に取り組む区市町村を支援
- ✓ 先行実施をする自治体とともに、自治体や専門職、当事者等で課題等について話し合い、事業スキームについて検討

取組の概要

- 地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、福祉分野・地元企業・市民等し、社会参加の機会を増やしていくための取組等を行う区市町村を支援する(必須事業)さらに、区市町村が任意で行う、①上記取組について市民に対する普及啓発や②上記取組で得たノウハウ等を地域の民間企業や介護事業所等に展開した場合の経費についても補助の対象とする(任意事業)
補助基準額：必須事業5,000千円・任意事業2,000千円
補助率：10/10 規模：R7：8自治体
- 本格実施に向けて効果測定に係る指標の設定や課題の洗い出しを行い、補助対象とする取組や事業スキームを協議する検討会を設置 **(都が直接実施：885千円)**

令和7年度予算案：56,885千円

事業イメージ



事業イメージ

R6			R7			R8～11	
先行自治体での事業実施（R6：4自治体、R7：8自治体）						本格実施 ※R11年度までに都内全域	
検討会	検討会	検討会	検討会	検討会	検討会		

高齢者権利擁護推進事業 介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修【新設】

資料11-6
別紙 5

現状と課題

- 令和6年1月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念
- 平成30年6月に策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省）」が介護現場で実践されるよう、研修が広く実施される必要があり、研修を実施できる人材の育成が必要

介護サービス事業所の管理者等が、認知症のある人の意思を尊重した支援の手法を、より深く学ぶ機会を提供するための研修を実施

<厚生労働省ガイドライン普及啓発リーフレット（抜粋）>

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの
支援へ

意思決定支援の重要性

○一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは**認知症の人**についても同様のことです。

意思決定支援とは

○認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、**日常生活・社会生活**に関して**自らの意思に基づいた生活を送る**ことができるようにするために行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

実施内容

- 高齢者の権利擁護において、虐待防止と意思決定支援は車の両輪であるため、高齢者権利擁護事業を拡充し、新たに「認知症のある人の意思決定支援研修」を実施
- 講師：社会福祉士等を想定
- 実施規模：3,600名（居宅系 2,400人、施設居住系 600人、サービス付高齢者住宅及び有料老人ホーム600人）
- 実施方法：オンデマンド形式を想定

令和7年度予算案：17,864千円（意思決定支援研修）

医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修【新設】

資料11-6
別紙 6

1 現状・課題

○認知症基本法の施行

令和 6 年 1 月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念

○早期からの意思決定支援の担い手の育成

- ・レカネマブ等による治療が都内で開始され、早期の段階で診断される方が今後増加することが見込まれる
- ・意思決定支援は、軽度の認知症など早期の段階で、本人や家族、関係者等で話し合いながら繰り返し行われることが重要

地域の医療従事者が、認知症のある人の意思決定支援の重要性を理解し、本人の意向を踏まえた適切な医療・ケアが提供できるよう、意思決定支援の知識・手法を学ぶ研修を実施

2 実施内容

目 的

地域の医療従事者が意思決定支援の意味と重要性を理解し、多職種で連携して早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境を整備

■対象者

都内の医療機関等に勤務する医療従事者（診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者）

■内容

- 1 意思決定支援の必要性
- 2 意思決定支援ガイドラインについて
- 3 事例紹介

■実施方法

ライブ配信形式による講義

■実施規模

年 1 回 定員：600 人程度

3 令和 7 年度予算案

6, 609 千円

現状と課題

- 令和 6 年1月1日に施行された認知症基本法において、地方公共団体は、認知症のある人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症のある人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図ることが求められている。
- 都は、介護サービス基盤の整備、地域における見守りネットワークの構築や家族会の育成・支援に取り組む区市町村支援等を行っているが、認知症のある人の家族介護者を対象とした相談機能は不足している。
- 認知症疾患医療センターや若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等においては、認知症のある人や家族介護者等からの相談に専門職が対応している。
- 認知症施策推進会議では、「認知症と診断される前や診断直後から、当事者同士が出会える場所や、家族が自分の気持ちを話せる場所があることで、介護者が落ち着くと、本人も落ち着くという効果が見られる。」「介護者同士のしゃべり場も大事。切迫した状態の介護者もいる。」など、ピア相談の重要性を指摘する意見を多数いただいた。

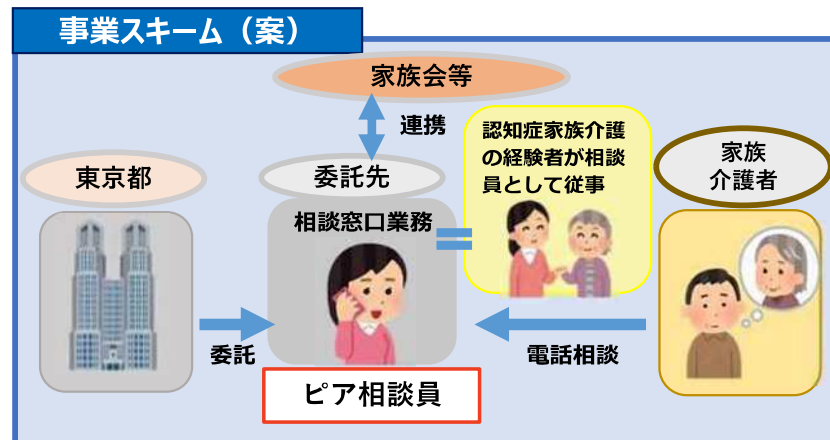
認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、ピア相談機能の充実を図ることが必要

事業概要

- 民間団体と連携し、認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施

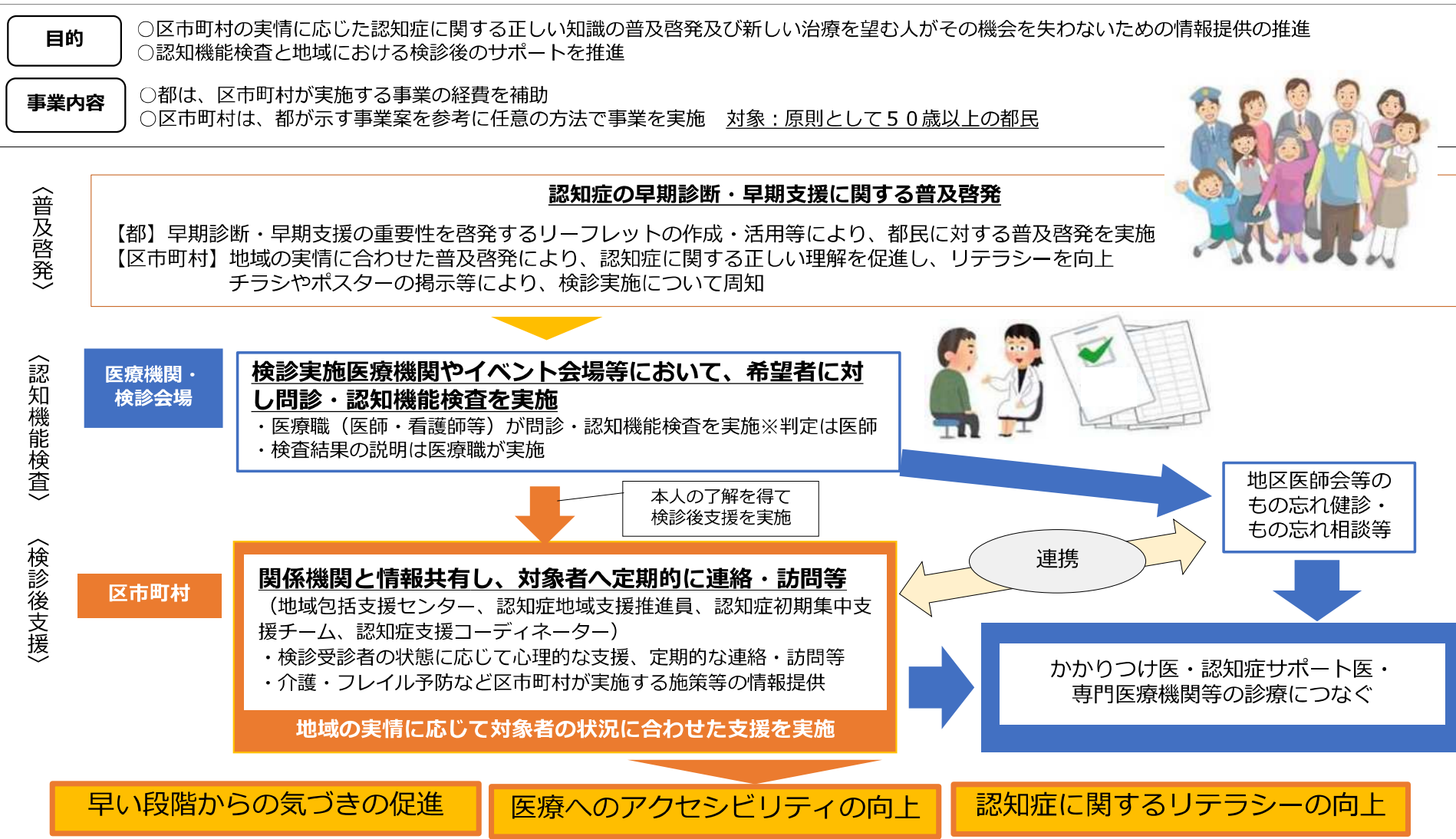
【ピア相談実施内容】

- ・ 週 3 回
- ・ 1 日 5 時間程度の受付窓口を開設予定



認知症サポート検診事業について

資料11-6
別紙 8



令和7年度予算案

420,378千円

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

【実施期間】令和6年度から令和10年度

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

認知症サポート医地域連携促進事業【令和7年度拡充】

資料11-6
別紙9

1 現状

- 単身高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医が連携していることが不可欠
- 地域包括支援センターと連携して活動する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定しており（令和6年度認定数114人）、今後、さらなる連携促進を図ることが必要

2 事業内容

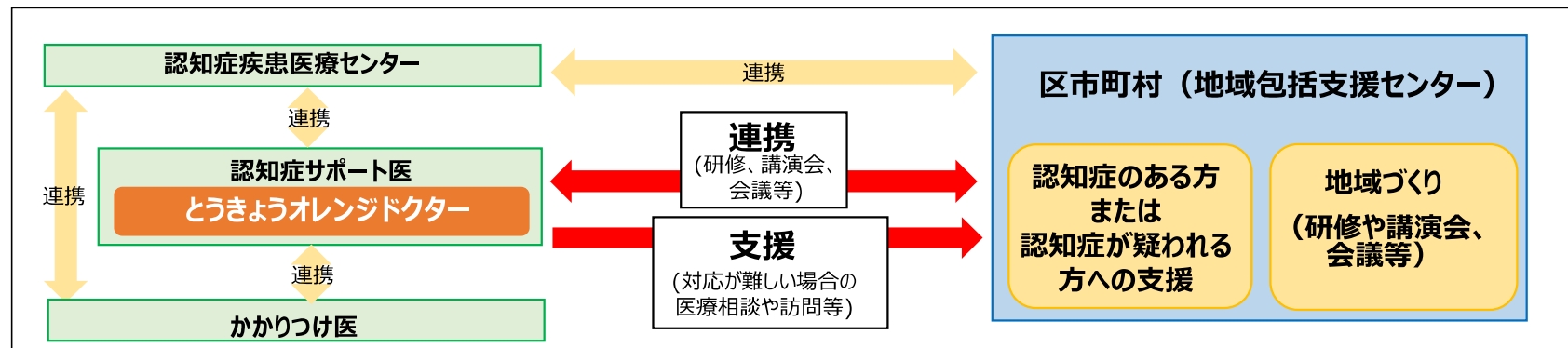
（１）「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等

「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表を行うとともに、リーフレットの作成や活動報告会の実施等により情報発信により活動を促進

（２）区市町村補助【R7新設】

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- ①研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- ②地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】 10/10 【補助基準額】 1 区市町村あたり 1, 185 千円 （規模想定：15 区市町村）

3 事業期間

令和6年度から令和8年度まで

4 令和7年度予算案

22, 192 千円

1 現状

- 令和5年12月にアルツハイマー病の進行抑制が期待される認知症抗体医薬「レカネマブ」が販売開始、令和6年11月には「ドナネマブ」が販売開始され、新たな治療薬の実用化が進んでいる
- 治療の対象者はアルツハイマー病の軽度認知障害及び軽度の認知症の方に限られること、一定の施設基準を満たした医療機関のみ投与可能であることについて、都民等に十分に知られていない
- 医療機関等において安全・円滑に治療が実施されるよう、専門職等に対する相談体制の構築や人材育成が必要

2 事業内容

■都民等の正しい理解の促進のための普及啓発

- ・都民等を対象とした講演会の実施
- ・普及啓発コンテンツの作成（特設サイト「アルツハイマー型認知症の新しい薬ができました」の充実等）

■専門職等向け相談窓口の運用

認知症抗体医薬を用いた治療に精通した医師等が、投与を行う都内医療機関に加え、認知症疾患医療センターや認知症サポート医からの相談に対応するオンライン窓口「DMT掲示板」の運用

■認知症疾患医療センター職員向け研修の実施

- ・認知症抗体医薬を用いた治療に関する正確な情報の提供
- ・治療対象となった患者、対象とならなかった患者・家族等へのケア等

■認知症抗体医薬による治療における課題等の検証・分析・対応策検討【R7拡充】

都内における認知症抗体医薬による治療に当たっての連携体制の構築や、治療を受ける方とその家族等への支援に当たっての様々な課題等について検証し、対応策を検討

※（地独）東京都健康長寿医療センターの知見も生かしながら、上記取組を実施



3 事業期間

令和6年から令和10年度まで

4 令和7年度予算案

72,269千円

共生社会の実現を支える認知症研究事業 R7予算案：365百万円

背景・目的

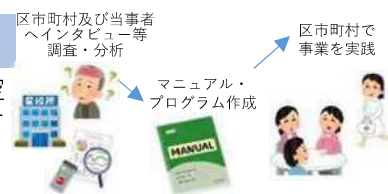
- 令和6年1月に施行された「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」では、認知症の予防・診断・治療等に関する研究、認知症のある人の社会参加の在り方や、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境整備等の調査研究などの「研究等の推進等」を、都道府県の基本的施策の一つとして位置付け
- 都はこれに先立ち令和5年度から、認知症の人が社会の一員として尊重されるとともに、希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、「**TOKYO認知症施策推進プロジェクト**」を始動

→令和7年度は、東京都健康長寿医療センターのこれまでの認知症研究の成果を活かし、共生社会の実現を推進するため東京都認知症施策推進計画を下支えする4つの研究等プロジェクトを積極的に展開

事業概要

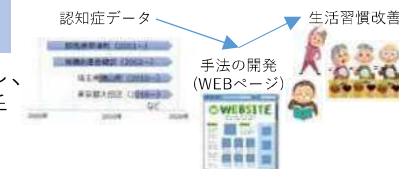
地域における共生社会の実現に向けた取組【新規】

認知症当事者の社会参加に向けたマニュアル作成及び「空白の期間」に係る支援を推進するプログラム開発を通じて区市町村の社会参加事業等取組を支援



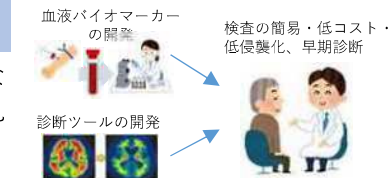
統合コホートを活用した認知機能低下抑制研究【新規】

統合コホートデータを活用した認知症研究をさらに推進し、認知機能低下抑制につながる生活習慣の改善を提案する手法を開発し高齢者の行動変容を促進



認知症検査・早期診断に資する取組【一部新規】

認知症検査の簡易・低コスト・低侵襲化、早期診断につながるバイオマーカーや、認知症抗体医薬の新薬の承認を見据えた診断ツールを開発



TOKYO健康長寿DBの運用

TOKYO健康長寿DBを運用し、共同研究や外部提供により認知症の新規治療・創薬等研究の基盤として活用



イメージ

